

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成20年 9 月 25 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時1分開議

午後0時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計
補正予算（第2号）

議案第2号 平成20年度熊本縣市町村振興
資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 熊本県職員等の自己啓発等休
業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第6号 ふるさとくまもと応援寄附基
金条例の制定について

議案第7号 熊本県税条例の一部を改正す
る条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第23号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第6号 公立大学法人熊本県立大学の
経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 フィッシャリーナ天草株式会
社の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第8号 財団法人熊本県立劇場の経営
状況を説明する書類の提出について

報告第9号 天草エアライン株式会社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 平成19年度決算に基づく熊本
県の財政の健全化判断比率及び公営企業
の資金不足比率の報告について

報告第27号 平成19年度公立大学法人熊本
県立大学業務実績評価について

請第23号 私学助成に関する意見書の提出
を求める請願

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設
置促進に関する請願

請第20号 議会費用支出等の見直しを求め
る請願

閉会中の継続審査について

報告事項

① 「くまもとの夢4カ年戦略」の策定状況
について

② 「くまもと未来会議」の設置について

③ 県出資団体等に対する県の関与見直し
状況〔概要〕

④ 県関与見直し実行計画に基づく県出資
団体等の見直し状況報告

⑤ 財政再建戦略（中間報告）について

⑥ 平成19年度熊本県普通会計決算の概要

⑦ 市町村合併の推進について

⑧ I 平成19年度市町村決算の概要（速報）
について

II 平成19年度市町村等決算に係る財政
健全化判断比率等の概要（暫定値）に
ついて

⑨ 川辺川ダムについて

⑩ 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況
について

出席委員（8人）

委員長 井手順雄

副委員長 守田憲史

委員 竹口博己

委員 渡辺利男

委員 小杉直

委員 馬場成志

委員 西聖一

委員 高野洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木本 俊一

次長 守田 眞一

企画課長 内田 安弘

首席総務審議員

兼秘書課長 岡本 哲夫

広報課長 濱名 厚英

総務部

部長 角田 岩男

次長 木村 利昭

次長 川口 弘幸

危機管理監 奥村 良博

首席総務審議員

兼人事課長 田崎 龍一

総務事務センター長 田上 勲

行政経営課長 高嶋 裕治

首席総務審議員

兼私学文書課長 広崎 史子

財政課長 田嶋 徹

管財課長 松田 良治

税務課長 富田 健治

市町村総室長 本田 恵則

市町村総室副総室長 村山 栄一

危機管理・防災消防

総室長 坂本 慎一

危機管理・防災消防

総室副総室長 野田 克巳

男女共同参画・パート

ナーシップ推進課長 小林 弘史

地域振興部

部長 小宮 義之

次長 黒田 豊

理事 上野 信一

次長 松見 辰彦

地域政策課長 神谷 将広

川辺川ダム総合対策課長 古里 政信

情報企画課長 松永 正男

首席政策審議員

兼文化企画課長 山野 陽一

国際課長 園田 素士

交通対策総室長 高田 公生

交通対策総室副総室長 古森 誠也

首席統計審議員

兼統計調査課長 甲斐 良一

出納局

会計管理者

兼出納局長 宮田 政道

首席会計審議員

兼会計課長 藤本 玉留

管理調達課長 坂本 友春

人事委員会事務局

局長 井川 正明

総務課長 田中 明

公務員課長 松見 久

監査委員事務局

局長 金田 和洋

第一課長 藤川 昭

議会事務局

局長 松山 正明

次長 正木 重臣

総務課長 吉良 洋三

議事課長 東 泰治

政務調査課長 小原 忠隆

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂本 道信

政務調査課課長補佐 野白 三郎

午前10時1分開議

○井手順雄委員長 ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室長の高

田でございます。7月1日付で小林前室長の後任を受けて交通対策総室長に着任いたしました。熊本県内で抱える交通問題にいろいろあるそうでございますけれども、利便性の向上に向けて一生懸命頑張ったいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 それでは、初めに今回付託された請願第23号について提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請願第23号についての説明者を入室させてください。

(請第23号の説明者入室)

○井手順雄委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

(請第23号の説明者の趣旨説明)

○井手順雄委員長 趣旨は大変よくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。きょうは御苦労さまでございました。

(請第23号の説明者退室)

○井手順雄委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。議案第6号については、修正案が出ております。議案第6号を除いた議案について審査を行い、その後に議案第6号について審査を行いたいと思います。

それでは、議案第6号を除く議案についての執行部からの説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために執行部の説明は簡潔にお願いします。

それでは、まず、角田総務部長から総括説明をお願いいたします。

○角田総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。今回の

一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨等に伴います災害復旧等に要する経費20億円、それから燃油等価格高騰対策に要する経費2億6,400万円等について補正を行うこととし、総額で40億6,500万円を計上しております。これを現計予算と合わせますと7,272億5,200万円となります。また、このほかにふるさとくまもと応援寄附基金条例の制定等の条例案件や、財政健全化法の施行に伴いまして、今年度から新たに報告することになりました財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率等につきましてもあわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等の議案につきましては、各課長、総室長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをいただきますようお願いいたします。

さらに本日は、その他報告事項の中で、来年の2月策定に向けて現在検討を進めております熊本県財政再建戦略の中間報告をさせていただきます。本県財政が危機的な状況にあることを踏まえ、今後とも財政再建に向けて全庁挙げて取り組んでまいりますので、よろしく御説明申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、補正予算の概要等について説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。平成20年度9月補正予算の概要について御説明をします。まず、1ページをお願いします。

一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨等による災害復旧等に要する経費に20億円、燃油等価格高騰対策に要する経費に2億6,400万円を計上するなど、合わせて40億6,500万円を増額補正することとしており、現計予算額と合わせますと7,272億5,200万円となります。また、特別会計補正予算は、市町村振興資金

貸付事業特別会計に2億6,000万円、企業会計補正予算は、電気事業会計に4,700万円を計上することとしております。

続きまして、2ページ、3ページをお願いします。

歳入予算の主なものとしては、9の国庫支出金に20億6,100万円、12の繰入金に3億8,400万円、13の繰越金に15億5,000万円をそれぞれ計上しております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

歳出予算を性質別に整理したものです。1の一般行政経費に16億9,800万円を計上しております。主なものとしてその他に市町村合併推進事業に5億1,900万円、燃油等価格高騰対策として水産業燃油高騰緊急対策事業に6,200万円、採卵鶏配合飼料高騰対応緊急対策事業に1,000万円をそれぞれ計上しております。

2の投資的経費に23億6,700万円を計上しております。主なものとしましては、普通建設事業費の単独分に燃油等価格高騰対策として施設園芸省エネルギー化緊急対策事業に1億8,000万円、漁業省エネルギー化緊急対策事業に1,200万円、また、災害復旧事業費に16億2,800万円をそれぞれ計上しております。

6ページ、7ページは地方債の補正の概要でございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、各課の説明に入ります。関係課長から順次説明をお願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。9ページをお願いいたします。

賦課徴収費10億円の補正は今年度の法人事業税の還付に係る県税過誤納金でございます。これが不足するという事で補正をお願いするものでございます。

以上です。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。説明資料の10ページをお願いいたします。

自治振興費といたしまして5億1,900万円余の補正をお願いしております。これは右側の説明欄にありますように、市町村の合併を推進する上で必要な行政体制を整備するための特別交付金でございます。当初予算で市町村からの要望額が確定しておりませんために、2億円を待ち受け予算として計上をしておりましたけれども、このたびその額が確定いたしましたために、当初予算との不足額について増額補正をお願いするものでございます。また、下段の表はその財源といたしまして、その2分の1を市町村振興の資金の貸付事業特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○田崎人事課長 人事課でございます。今回人事課では2本の議案を提案させていただいております。まず、資料11ページをお願いいたします。

第4号議案でございます。熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。資料12ページの概要をごらんください。12ページの下段の点線で囲まれたところをお願いいたします。

今回、独立行政法人国際協力機構法が一部改正されまして、国際協力機構いわゆるJICAの業務として左側の旧の表から右側の新しい表のように第2号が新たに追加されております。このため、従来第3号で規定されておりました開発途上地域への国際協力関係業務が第4号へと号ずれになっております。

1の条例改正の趣旨でございますが、この法律改正に伴いまして、本県の条例の規定において、同法を引用している部分があることから、条例改正の一部改正をお願いするもの

でございます。

2の主な改正でございますが、今御説明しましたように、自己啓発休業等に関する条例で職員の身分を保有したまま休業が認められる場合としまして、従来JICAの業務いわゆる国際協力関係業務が第3号ということで引用してございましたので、同法の改正に伴いまして引用条項を改めるものでございます。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

第23号議案でございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分した事柄について報告し承認を求めるものでございます。資料の23ページをお願いいたします。概要でございます。これにつきましても、下段の点線で囲まれたところをごらんいただきたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律が20年6月18日付で改正されまして9月1日から施行されております。

改正内容は、次の2点でございます。

1点目は上段のとおり、地方自治法第100条が改正されまして、第12項が新たに追加されております。このため政務調査費の根拠となります100条13項、14項が同14項、15項へと項ずれになっております。

2点目でございます。下段のとおり、地方自治法第203条で議会の議員その他の委員の報酬及び費用弁償に関してあわせて従来規定されておりましたものが、今回、議会の議員に関しては新たに第203条で、その他の委員等に関しては第203条の2で分けて規定されることとなりました。そして203条では報酬の名称を議員報酬と改めることとされております。

1の条例改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴って関係条例を整理するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)か

ら(3)までが今回、地方自治法の改正に伴いまして、条例で報酬と規定されておりました部分を議員に係るものについて議員報酬と改めるなどの字句の整理を行いますとともに、(2)につきましては、根拠条文が203条から203条の2に条ずれとなる部分を改める内容でございます。また、(4)につきましては、政務調査費に関しまして、その根拠条文の項ずれが生じておりますので、本県の条例で引用している部分を改めるものでございます。

施行日でございますが、地方自治法の改正が平成20年9月1日施行となっております関係から、本条例改正につきましても、9月1日施行として専決処分により対応したところでございます。

人事課は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○田嶋財政課長 財政課です。説明資料の13ページから14ページに手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明につきましては、次の15ページに条例案の概要をつけておりますので、その概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨ですが、保健師助産師看護師法の一部改正等に伴い手数料の新設等を行うものでございます。

次に、2の改正内容ですが、(1)は新たに手数料を設けるものとして4項目ございますが、いずれの額につきましても、所要経費、他県との均衡を踏まえ県独自に算定したものでございます。①につきましては、保健師助産師看護師法の改正により、行政処分を受けた准看護師に対する再教育制度が創設されることに伴いまして、関係手数料の新設を行うものでございます。②から④につきましては、この関連の手續に関する手数料でございます。

次に、(2)ですが、その他の法律の改正等に伴い根拠条文のずれ等を整理するもので

ございます。

次に、3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

最後に4のその他ですが、今回新設される手数料は、県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うものがございます。

以上、よろしく申し上げます。

○富田税務課長 税務課でございます。県税条例の改正でございます。概要は20ページの方に書いてあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

公益法人改革に伴いまして、公益社団法人それから公益財団法人に移行する5年間につきまして、個人県民税の寄附の控除の対象となるように条例を定めるものがございます。

施行期日は公布の日から施行するとしております。よろしくお願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

資料24ページ、報告第6号議案公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。なお、資料29ページの報告第27号議案平成19年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価につきましても、関連報告でございますので、あわせて御報告いたします。

まず、経営状況につきまして別冊でお手元に配付をしております公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類に基づいて御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

大学の概要でございます。法人名称公立大学法人熊本県立大学は、県立大学を設置管理する地方独立行政法人として平成18年4月1日に設立されております。法人の役員及び審議機関は2に記載されているとおりでございます。大学の概要といたしましては、文学部、

環境共生学部、総合管理学部の3学部、大学院は3学部それぞれ研究科を設置しております。学生数は学部、大学院合わせまして2,195人、教員数96人、事務職員は38人となっております。

法人の決算状況でございます。3ページをお開き願います。

事業報告といたしまして、教育研究、地域貢献など年度計画の業務実績を記載いたしております。また、財務諸表といたしまして5ページに貸借対照表、6ページに損益計算書を掲げております。6ページの損益計算書をごらんください。1番下の欄でございます。当期総利益として7,262万9,140円となっております。これらの財務諸表につきましては、新日本監査法人及び法人管理の監査を経ておりまして、地方独立行政法人法に基づき設置されております知事の附属機関、熊本県公立大学法人評価委員会からも適当であるとの意見を得まして知事の承認を平成20年8月22日付で受けております。

次に、本年度の事業計画について7ページをお開き願います。

新年度の年度計画であります「もっこすプラン2008」に基づき法人が重点的に実施するとした事項について掲載いたしております。また、9ページに平成20年度収支予算書を掲げております。予算規模といたしましては総額23億2,000万円余でございます。財源といたしまして授業料収入のほか県が交付する運営交付金が9億8,900万円余となっております。

続きまして、報告第27号についてお手元の平成19年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書により御報告をいたします。地方独立行政法人法第28条の規定によりまして、法人は毎年度評価委員会の評価を受けなければならないとされており、評価委員会はその評価結果を知事へ報告し、知事はその旨を議会へ報告することとされております。お手元に

実績評価書というのを別冊でお届けしております。そちらの方をあわせてごらんください。実績評価書の方で御説明を申し上げます。この実績評価書をごらんいただきますと、この評価書は評価委員会の評価結果を受けて知事が報告を受けましたものを議会へ報告するというふうになっております。

この評価書の1ページをお開き願います。

評価の考え方とそれから2ページに全体評価を記載されております。業務実績の全体評価といたしまして、詳細は項目ごとの評価を後ほど御参照いただきたいと思いますが、法人の中期計画はおおむね順調に実施しているものと評価できる。2ページの全体評価の下から5行目のところに全体評価が出ております。3ページ以降につきましては、それぞれの中長期目標の項目ごとに評価がなされておりますが、時間の関係上、ここは省略させていただきます。全体として公立大学法人熊本県立大学につきましては、法人化後、企業会計による2回目の決算を行いました。その業務運営についての評価もおおむね順調に運営が行われているものという報告を受けております。

説明及び報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神谷地域政策課長 地域政策課でございます。お手元の資料25ページ、報告第7号でございます。フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御報告をさせていただきます。御説明につきましては、別冊でお配りしております経営状況を説明する書類に基づいて御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきますようお願いをいたします。

フィッシャリーナ天草の会社概要についてでございます。フィッシャリーナ天草につきましては、県が策定いたしました天草海洋リ

ゾート基地建設構想に基づきまして、マリナーの運営などを主な事業として開業されてございます。資本金は3億3,500万円でございます。県からは3名役員に就任しておるところでございます。株式の状況につきましては2ページの右下6番目でございますが、熊本県を初め6社が株式を保有してございます。県の所有の株式数は3,500株でございます。全株式の52.2%でございます。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。平成19年度の決算について御報告を申し上げます。

まず、1でございますけれども、事業の報告でございます。平成19年度につきましては、顧客拡大に向けまして営業強化に取り組んでございます。フィッシャリーナ天草は県の施設でございます樋合漁港の利用調整施設の指定管理者としましてマリナーの管理運営を行ってございます。県内のプレジャーボートの登録隻数が減少続ける中、マリン商品取扱店と連携強化などによりまして、本年3月末の保管隻数は会社発足以来最高の93隻となっております。さらには2ポツ目になりますが、地域資源を活用いたしまして魅力をつくっていくという観点から、樋合海水浴場が開業いたしました海の家管理運営ですとか、クラブハウスの有効活用を通じまして樋合地域の魅力づくりにも取り組んでおるところでございます。

続きまして、4ページでございます。収支決算書でございますが、平成19年度の売上は7,700万円余でございます。下から3段目になりますけれども、当期損失につきましては994万円余となっております。このうち、減価償却費が1,191万円余となっておりますので、キャッシュフローベースでは昨年を上回ります過去最高の減価償却費前黒字197万円余を計上してございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。貸借対照表を記載してございます。主な資産

といたしましては現金が8,600万円余、構築物などの有形固定資産が7,700万円余でございます。負債につきましては、長期借入金はございません。累計赤字につきましては1億9,175万円余となっております。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。平成20年度の事業計画でございます。平成20年度につきましても、平成19年度に引き続きまして中期経営戦略を踏まえまして営業活動をさらに強化いたしまして、保管艇の確保に全力を上げるとともにクラブハウスを活用いたしましたイベントの誘致などによりまして地域の魅力づくりに努めてまいることとしてございます。

収支予算書を8ページに記載してございますけれども、保管艇の数の目標を102隻想定いたしまして、減価償却後としては下から3段目でございますとおり782万円余の当期損失、減価償却前黒字額では平成19年度の黒字額の幅をさらに拡大いたしまして294万円余を目標としてございます。県といたしましては民営化を視野に他の出資者との協議を重ねながら新たな民間主体の経営参画の実現などに向けて調整を進めまして、県の役員の関与の縮小を引き続き図ってまいりたいと考えてございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料の26ページ、報告第8号でございますが、お手元の別冊財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。財団法人熊本県立劇場は指定管理者として県立劇場の管理運営や使用料の収納を行うとともに各種の文化事業を行っております。

まず、1ページ、平成19年度事業報告について御説明いたします。1の管理運営業務につきましましては、管理運営に関する協定書に基

づきまして委託料4億1,900万円余により実施いたしました。

2の使用料の収納業務でございますが、施設等の使用料と駐車場の使用料、合計いたしまして2億4,700万円余の収入でございます。

3の施設の利用状況でございますが、3ページの別表1に記載しておりますが、全体で75.7%の利用率となっております、前年度より1.3%の増となっております。

1ページにお戻り願います。

4の文化事業といたしまして、(1)から次のページの(6)までの事業を実施しております。

次に、ページが飛びますが、9ページ平成19年度収入支出計算書について御説明申し上げます。

収入は5億933万円余、支出は5億247万円余となっており、収支差額の685万円余は次期繰越金となっております。

次に、13ページ、平成20年度の事業計画について御説明いたします。

1の管理運営業務を行いますとともに、2の文化事業につきましましては(1)から15ページの(4)までの事業を実施いたします。

最後に19ページの平成20年度収入支出予算書でございます。収入支出ともに4億7,520万円余で平成19年度予算より約3%の減となっております。

以上、熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 説明資料27ページ、報告第9号天草エアライン株式会社の経営状況について説明申し上げます。お手元の別冊天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

まず、事業報告についてでございます。平

成19年度の利用者総数は9月から10月にかけての機材にかかわる欠航便の増加などの影響で前年度に比較して2.4%の減少の8万2,299人となりました。ただ、運賃改定などにより旅客単価が上昇したため、旅客収入はほぼ前年並となりました。また、安全運航体制につきましては、国の検査にすべて合格しております。

2ページをお願いいたします。このページ及び3ページ目では会社概要について記載しております。

4ページをお願いいたします。

収支決算書につきまして説明申し上げます。平成19年度の売上高は8億3,868万円であり、うち旅客収入が7億5,311万円となっております。一方営業費用のうち、売上原価は8億6,529万円、販売費及び一般管理費は9,393万円となり、その結果、営業損失が1億2,054万円余となっております。さらに県及び地元市町からの機材補助金の特別利益5,235万円、役員退職金などの特別損失1,126万円、税引した後の当期損失は8,235万円となりました。

5ページ目をお願いいたします。

貸借対照表を記載しております。資産の部についてでございますが、流動資産は現金・預金や貯蔵品などで2億4,385万円となっております。次に、固定資産は、部品庫や建物や航空機などで1億1,072万円となっております。また、繰延資産として平成16年度の松山線新規開設などに伴う経費を開発費として178万円計上しております。負債の部の合計は2億4,500万円余となっております。資産の部の合計と負債資本部の合計はそれぞれ3億5,636万円となっております。

次に、平成20年度事業計画について説明申し上げます。資料の7ページ目をお願いいたします。平成20年度の燃料費の高騰や整備費の増加などの影響で引き続き厳しい経営状況となることが予想され、経営計画に基づいた

取り組みを着実に実行し、経費削減など経営の合理化を進めつつ増収に努めることといたします。増収策の1つといたしまして今月から新たに神戸線を就航したほか熊本線及び福岡線についても効果的なPRを行うとともに企画商品の造成など一層の利用促進に努めることとしております。

8ページ目をお願いいたします。

平成20年度の収支予算書について説明申し上げます。平成20年度の売上高は8億9,800万円と神戸線就航などにより昨年度より増加を見込んでおりますが、機材重整備などが予定されておることなどから営業損失を1億5,000万円と見込んでおります。この重整備につきましては、県と地元市町が協調して1億800万円余を補助することとしており、当期損益では損失を約5,000万円と見込んでおります。県といたしましては、今後とも会社の経営計画に基づく経営改善についての取り組みが実行しなるものとなるよう支援してまいります。

以上でございます。

○田嶋財政課長 28ページをお願いします。報告第26号平成19年度決算に基づく熊本県の財政健全化判断比率及び公益企業の資金不足比率の報告について御説明いたします。健全化判断比率につきましては、平成19年6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律において規定されたものであり、同法では当該比率に応じて財政の早期健全化を図るための計画を策定する制度や、当該比率を公表する制度などが新たに設けられております。また、公表に当たりましては監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告しなければならないとされていることから、今回御報告申し上げるものでございます。

それでは、別冊資料の1ページをお願いします。

表紙が平成19年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足の報告についてでございます。まず、めくっていただきまして1に健全化判断比率としまして実質赤字比率以下4つの指標が並んでおりますが、これらは自治体の財政の健全性を図る指標でございます。県財政の実質赤字の大きさを示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましても、実質赤字が生じていないため該当はありませんでした。また、負担する元利償還金等の大きさを示す実質公債比率は12.3%、将来負担すべき負債の大きさを示す将来負債比率は226.2%となっており、法律に基づき財政の早期健全化のための計画達成を求められる早期健全化基準を超えるものはありませんでした。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公営企業の経営健全化を図る指標でございます。本県の各公営企業会計では資金不足が生じておりませんでしたので、すべての会計で該当はございません。

以上が平成19年度決算に基づく本県における財政化判断比率等の算定結果であり、いずれも早期健全化基準、財政再生基準に該当するものではありませんでした。なお、資料の2ページ目以下をごらんください。監査委員の審査意見をつけておりますが、健全化判断比率、資金不足比率のいずれにつきましても適正に算定策定されているものと認められるとの意見をいただいております。現在の指標では以下説明しましたとおりでございますけれども、本県の財政状況は財政調整基金の残高が枯渇寸前の状況にあるなど危機的な状況に直面しており、今後これらの指標のみならずさまざまな角度から検証し財政を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受け

たいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○竹口博己委員 天草エアラインについて先ほど御説明をいただきましたけれども、将来は静岡便を新たに設けるという話だったと。

○高田交通対策総室長 静岡線につきましても、来年の7月からフジドリームエアラインズという会社が熊本ー静岡線就航となっております。天草エアラインにつきましても今月から新たに就航する神戸線というのがございます。

○竹口博己委員 わかりました。勘違いしました、失礼しました。

○井手順雄委員長 ところでですね、天草エアライン関係でよく新聞を見ますとエンジントラブルじゃなけれども、何か故障で運休したとか、たいが目につくとばってん、年間どのくらいそういう不測の事態でとまっているというか、欠航しておるのかな。

○高田交通対策総室長 8月、4月とエンジンの金属片とか、金属粉が出たということにより運休をしたところでございます。ちょっと正確な就航率というところが今手元にはございませんけれども、確かに欠航する便というのはあり、一時期例えば今年の6月は就航率が7割強にとどまったようでございますけれども、大体、9割以上の就航はしておるところでございます。平成19年におきましては、102便が欠航したということでございます。平成20年は9月8日現在73便が欠航したということでございます。

○井手順雄委員長 大丈夫かなあと思うわけですが、一機で。そがんで故障ばかりしたら、今度の委員会の視察で天草エアラインで神戸

まで行こうかと思ひよつとに、大丈夫かなと思ひはあります。いいですよ、よく修理はしとってください。

ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 ついでに天草エアラインで聞きますが、トラブルが生じた場合、今は福岡空港にしかそういう整備員はいないですか。あっちから来てもらわんといかぬのですか。

○高野交通対策総室長 天草空港に整備員がおります。そこで整備をしています。

○渡辺利男委員 どんなトラブルでもそこで行ける。例えばどういう部品でももうちゃんとそこに揃えてあるわけですか。

○高田交通対策総室長 基本的には天草の飛行場で対応することにしておりますけれども、故障の内容によっては場合によって必要な部品をいろいろ取り寄せたり、場合によってはほかの会社のところで見てもらったりするということがございます。そういった状況でございます。

○渡辺利男委員 相当いろんな営業努力とか頑張られてますけれども、結局、頑張っても頑張っても赤字が積もっていくばかりですよ、それで19年の損益計算書を見てましても、それでも赤字なんだけれども、役員の退職金が1,094万円余支払ってあります。これは何人分なんですか。

○高田交通対策総室長 3名ということでございます。

○渡辺利男委員 こういった退職金は支払い規定とかなんとか当然あると思ひますけれども、何年間在職したら幾らとか、そういうの

もはっきり最初の契約時点から決まってるわけですね、赤字がどんなに出ようと出まいとこれを支払うということなんですね。

○高田交通対策総室長 委員、御指摘のとおり、会社の規定で支払うということになっております。

○渡辺利男委員 役員ですよ、雇われている職員ならばそういう契約どおりに退職金というのは支払うべきですよ、普通民間の企業でこれだけ赤字をずっと出している会社だったら役員というのはむしろ責任を問われる方が多いわけで、この場合は役員だけの力ではどうにもならぬ面がありますけれども、役員でもそういうふうきちんと支払らわぬかぬわけですか。

○高田交通対策総室長 損失を出しているところでございますけれども、役員につきましても経営をになってきたということもございます。退職金を支払ってこれまでできているところでもございます。

○渡辺利男委員 新年度の事業計画を見ても燃料費の高騰とか、整備費の増加の影響ですとか、厳しいというのははっきりしているわけでこのままいっても、これは借金がふくらむばかりで、何か黒字に転換できるような将来展望というのはあるんですか。

○高田交通対策総室長 引き続き経営は厳しいという状況はございますけれども、新たに就航した神戸線の就航だとか、現存の路線につきましても、何とかして今まで以上に営業努力を行って収益というのを上げていきたいということを考えております。また、そうした運航形態だとか、運営体制ということの有効な今後の継続性というふうな方向性につきまして、私ども今現在検討しておりますので

ございます。何とかして私どもといたしましては、この天草エアライン路線というものをきちっと継続して運航して何とか収益改善ということに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 今までも福岡便をふやしたり、熊本便を1便にしたり、あるいは松山便をつくってみたりいろんなことはやられてるわけです。神戸便を今度ふやしたから飛躍的にそこは90%くらい搭乗率があるというなら何か将来展望あるかなあと思いますけれども、とても神戸便にそういうニーズがあるとは思えないし、やってみるとわからぬ面もあるでしょうけれども、どうなんですか、将来展望として役員会とか、県からも入っておられますけれども、小宮部長は取締役副社長ですけれども、どういった将来展望を役員会で論議されているんですか。

○小宮地域振興部長 天草エアラインでございますけれども、まず、就航当初、平成12年ごろになります、その当時の例えば燃油代、今の2.5分の1でございます。そういう意味で全体的な環境が非常に厳しくなっております。そういう中、まずはその経費の削減を徹底的にここ数年やってきておまして、例えば18年度から19年度にかけても経費自体で考えますと、2,500万円近くも人件費も含めまして、それは削っております。それがそういう努力をしてもやはり例えば燃油代を初めもしくは機体の経年劣化による整備費用の増加、こういうものがございまして、なかなか最終的な利益の数字でいいますと非常に厳しい状況が続いていると。今年度、神戸線を9月からでございますけれども、就航してこの効果によって売上ベースでは6,000万円くらい寄与してもらいたいと考えておまして、神戸線に限っていいますと9月は搭乗率8割を超えるくらい、キャンペーン期間の枠とい

うこともございますけれども、御利用をいただいております、我々としてはまず神戸線でしっかり売り上げを上げてもらいたいと思っております。全体的には非常に厳しいところはございます。また、天草エアライン自体が単なる高速交通機関というにとどまらず天草地域の生活に密着した形で、例えば福岡からお医者さんが通勤に使っているとか、生活に密着した姿であるというふうに認識しております、その意味では運航継続させることができる限りの方策を検討していく必要があると思っております。そういう観点でいいますと、経費用に関してはさらに乾いた雑巾を絞っていく必要があると思っておりますし、また収入面でもまずは神戸線でできる限り収入を上げていただきたいと思っておりますが、その神戸線の動向を見極めつつ将来的な天草エアラインの経営の一番効果的なあり方というものについて、今年度中に我々としては専門家の意見も十分聞きながら考えをまとめたいと思っております。現時点におきまして、これが解決策だと、これでいけば絶対大丈夫だというのはまだ持ち合わせておりませんが、できる限りその運航が継続できるような最善の策もしくはセカンドベースの策に客観的に見ればならざるを得ないかもしれませんけれども、そこはあくまで追求していきたいと思っている次第でございます。

以上です。

○渡辺利男委員 経費削減と経営の合理化、効率化というのはこれ以上不可能だろうと思うくらい今までいろいろされておると思うのです。問題は利用率が確実に下がってきているということです。スタート当初の72%から一気に19年度は48.6%に落ちているということですが、歯どめというのはできるんですか。

○高田交通対策総室長 確かに18年度、19年

度とどんどん利用率が下がっていつているところでございますけれども、私どもといたしましては現在運航している路線ということで何とかこれ以上落ちないように、何とか逆の上昇気流をとということで頑張ってもらいたいというふうに考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 何か沈没するとわかつつとに一生懸命に船を航行していきよるような気がしてですね、12年度からそろそろ10年になるわけですがけれども、何か将来を展望して思い切ったこともやっけていかんといかぬとじゃないかと思うんですけれども、そういう論議はされてないようですね、さらに営業努力で頑張る頑張るということだけで会社の経営そのものとか、いろんな論議はされてないですね。

○高田交通対策総室長 今現在、運航形態をどうするか、あるいは運営体制をどうやってやるかということにつきまして、最も有効な今後の方向性をどうやっていくかということにつきまして、今私どもそれから地元の市町とあるいは会社と一体となって検討を行っているところでございます。そうした検討結果ということを踏まえまして、また、天草エアラインにつきまして、私どもといたしましても運航を継続していくためにどのような形でやっていくかということについて検討していきたい、支援のあり方を固めてまいりたいと考えておるところでございます。

○馬場成志委員 私学文書課ですが、県大の話ですが、これの9ページに20年の収支予算書が書いてありますが、収入形態というか、その辺はここ3年目ですかね。

○広崎私学文書課長 はい。

○馬場成志委員 変化はありますか。

○広崎私学文書課長 公立大学法人熊本県立大学の主な収入源は授業料、入学金等でございます。それから、公立大学法人になりましたから以後、理事長のリーダーシップのもとに入学金、授業料等以外の、例えば 科研費補助ですとか、研究費、委託金ですとか、さまざまな歳入を確保する努力をされております関係で、今期も7,000万円余の利益が上っておりますし、定員もずっと満たしている状況で定員割れの状況はここ5年見られませんが、公立大学法人になりましたからは安定的な運営をされているというふうに考えております。

○馬場成志委員 内容はいいということで、こっちのもう一つの評価書の方にも書いてありますが、今運営費、交付金の増減はどうですか。

○広崎私学文書課長 県の財政状況等を勘案しながら毎年数%ずつは削減の方向で、その削減の分は大学の方で経営努力で補っていただくというふうなことでやっております。

○渡辺利男委員 県立劇場のことについてお尋ねしますが、施設の利用率が1.3%上がったということは非常に結構なことだと思うのですが、指定管理制度になるときに一番心配したのがここがやっている文化団体、市町村文化施設とのネットワーク事業です。これが今までどおりやっけていかれるのかなあと考えてたんですが、これは別予算で出してありますが、今までよりこれは数としてはふえてるんですか、減っているんですか。

○山野文化企画課長 別冊の5ページをごらんいただきたいと思いますが、別表第3にネットワーク事業の19年度の実績を記載

しております。文化事業全体につきましては、18年度から3カ年間の債務負担行為を設定して実施いたしておりますので、予算自体は変わっておりませんが、いろんな工夫をしながら内容の充実、それから、いろんな市町村あるいは市町村の公的な文化施設、そういったものと協力いたしましてより充実したメニューのネットワーク事業ができるように充実を図ってきておるといふふうに考えております。

○渡辺利男委員 私が聞いたのは指定管理者になる前となった後では、この事業数はふえているのか減っているのか、一緒なのかということ聞いたのです。

○山野文化企画課長 ちょっと手元に詳細な資料がございませんけれども、多分余り大きな変化はないのではなかろうかと思っております。

○渡辺利男委員 多分ですね、じゃいいです、資料がなくては。

○井手順雄委員長 後ほど資料を調べて届けていただきたいと思います。

ほかにございますか。

ほかに質疑はないということで、これで議案等に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第23号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認め一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり、可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なしと認めます。

よって、議案第1号外5件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号について審査を行います。小杉委員から、条例第15条の規定により修正案が提出されました。

修正案はお手元に配付してあります。議案第6号と修正案をあわせて議題として審議を行います。

まず、執行部に議案第6号の説明を求めます。

○富田税務課長 ふるさとくまもと応援寄附金条例について御説明をいたします。

8ページの概要の方を見ていただきたいと思います。

ふるさと納税制度につきましては、5月から取り組んでおるところでございます。今回の基金条例は、ふるさと納税に関する寄附金を適正に管理するというのもって基金創設をするための条例でございます。基金の充当する事業につきましては、寄附者の方の寄附の目安となるように教育、環境、保健、福祉、産業、地域活性化というような、さらにまた知事が必要と認めるという5つの事業を示しまして、そのように希望にこたえるような事業を定めることでふるさと納税の増加を目指しているものでございます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、修正案の提出者の説明を求めます。

○小杉直委員 最初に前提条件というか、基本的なことを総務部長にお尋ねして、その後にもまた所管の税務課長にお尋ねするかもしれません。

9月5日に自民党その他党派も政審会がありました。そのときにこの条例を提出する予定だという説明を受けました。そのときに各

委員からいろいろ使途についてできるだけ明確にしとった方が寄附もしやすいというような意見が出まして、執行部もなるほどというふうなうなずき方をしておられました。

それでどのような明確化になっておるかということその後資料を取り寄せて調べましたところが、ここに書いてある第6条の1から2、3、4、1が教育または文化の振興に関する事業、2が環境の保全または再生に関する事業、3が保健・医療または福祉の充実に関する事業、4が産業の振興に係る地域の活性化に関する事業、5は前各号に掲げるもののほか、知事が第1条に規定する目的を達成するために必要な認める事業と、そこはわかりました。

この趣旨が第1条ふるさとくまもとを応援するものからの寄附金を活用することにより、子供から高齢者まですべての県民が夢と希望を持ち、幸せを感じることができる豊かで活力に満ちた熊本県を創造するため、ふるさとくまもと応援寄附基金を設置するというふうな趣旨になっています。

私はこの第6条に安全・安心に関する事業等を入れた方がこのようないろんな問題が発生している今日ですから、いいんじゃないかなと思って総務部長と副知事に電話をいたしました。そのときにある方からの話で知事の決裁を受けておるから、これは変更できませんというふうな話がございますね、それは条例については議会で審議して成立させるわけですから、おかしいじゃないですかと言ったら、その後訂正の電話はありました。

しかし、このように私は追加するような気持でしたが、法的手続には修正案となるわけですな、こういうことを議員が言ったならば普通でしたら担当部局からどういうふうな方針ですか、どういうふうな中身ですかと、相談に来られるケースが多いわけですが、その後一切あっておりません。ですから、改めて

ここで再確認といたしますか、おさらいをしますけれども、地方自治法に地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる、条例案を議決する権限、議会は条例の制定または改廃につき議決する権限を有する、議会への出席者の過半数議決で成立となっておりますが、これに総務部長、間違いありませんかね。

○角田総務部長 間違いなくと思います。

○小杉直委員 そうでしたら今回の条例は、議会の過半数議決を経なければ成立しないということになるわけですね。執行部でつくったことをなあなあで議会で通すようなことがあつては我々はチェック機関としてその権能を果たしていないというように思いますので、そういう心がまえで今から質問といいますか、お願いをしたいと思っております。

次は、税務課長さんでも結構ですが、実は千葉での幼児、幼女の裸体死体遺棄事件、福岡での幼児の殺人事件が近々にあっております。それ以外にも皆さんお忘れかもしれませんが、去年の12月には佐世保のスポーツクラブで猟銃による乱射事件があつて多数の殺人死傷が出ております。今年の3月には茨城県の土浦市の荒川駅で8人が殺傷事件の被害に遭った通り魔事件があっております。それから、7月には八王子駅のビルでやっぱり女性2人を刺して1人が死んで男はけがしておるわけですが、男はだれでもよかったと犯人は供述しておるわけですが、そういうことが特に目新しいのは6月まだ3カ月前です。秋葉原で無差別殺人事件があつて7人が亡くなって多数の人がけがをしたというふうなことがあっておりますでしょう。

だから、今の世の中はこの治安がいいと言われておる熊本でもいついかなる子供さんが被害に遭う、高齢者が残忍な被害に遭うとい

うことが起きないとも限らない。安全・安心はただでは買えない時代なんです。

しかも7年前にアメリカでテロがあって3,000人弱の方がお亡くなりになっておりますが、それを救済するボランティア資金が枯渇して非常に困っているという特集もあっておりました。

そのようなことを背景に考えますと、やっぱり熊本でも犯罪の起きにくいような環境づくり、防犯灯とか、公園等の安全の環境整備とか、特に今警察だけの力では残念ながらとてももう治安の維持はできない現況ですから、今年の初めでは民間ボランティア団体が約2万数千人、そして団体数が約400できておりました非常に活躍をさせていただいておりますので、子供さん等々に対する事件はなかなか発生しにくいような取り組みをさせていただいております。

そのほか、最近では事故米の食の安全・安心の問題とか、あるいは消費生活の問題とかありますし、また、防災、自然大災害、例えば中越地震あたりでは多くの皆さんが寄附したりとかやっておりますでしょう。平成7年の阪神・淡路大震災についてもそのような活動をなされたですね。

ですから、私はそういうことを踏まえてやっぱりこの第6条の1、2、3、4と5のところに「安全で安心な県民生活の確保に関する事業」と入れておくことが大事じゃなかろうか、必要じゃなかろうかと思って今回発議をしておるわけですが、中には第5項の前各号に掲げるもののほか、知事が第1条に規定する目的を達成するため必要と認める事業に含まれておりますという説もあります。しかし、これは今皆さん方とか我々は認識しておりますが、数年たちますとなかなかそれは転勤とか退職とか委員会の変化によってつい薄れていく心配もありますから、ぜひ5項目に安全で安心な県民生活の確保に関する事業を入れていただきたいということが私の発議の

理由でございます。

以上です。

○井手順雄委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑を受けたいと思います。何かありますでしょうか。

なければ、これで付託された議案第6号に対する質疑は終了いたしました。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第6号について、採決したいと思います。

まず、修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 全員挙手と認め、修正案は可決することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第6号について、挙手により採決いたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第23号について執行部から状況の説明を願います。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

請第23号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明いたします。この請願は熊本県私立中学高等学校協会と熊本県私立中学高等学校振興協議会からの請願でございます。前者は各私立中学高等学校の校長先生たちの会、後者は保護者、PTAを中心

とする会でございます。請願の趣旨は私立高等学校などに対する私学助成の一層の充実を図られるよう政府及び国会に意見書を提出していただきたいというものでございます。本県の私学助成につきましては、国において交付税措置、国庫補助といった財源措置がなされており、本年度予算では私学全体で約84億円、うち中高等学校関係で56億円余を措置しているところでございます。ちなみに生徒1人当たり約30万円の経常費助成を行っております。なお、公立、私立の授業料格差につきましては、本年度で約2.2倍ほどでございます。

説明は以上でございます。

○井手順雄委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんでしょうか。

なければ採決に入ります。

請第23号についてはいかがでしょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 採択という意見がありましたので、採択についてお諮りします。

請第23号を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、請第23号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第23号は、国に意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで意見書案について、事務局から配付させます。

(意見書案配付)

○井手順雄委員長 意見書はこの案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。この意見書案を委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思います。

次に、継続審査となっている請願の審査を行います。

まず、請第3号について執行部から状況の説明をお願いします。

○山野文化企画課長 請第3号継続案件でございます。請願の趣旨は県立劇場にパイプオルガンの設置を求めるものでございますが、前回から状況の変化はございません。今後も全国の状況なども把握しながら将来的には何らかの方策あるいは工夫が考えられないか研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 この件に関して質疑はありますでしょうか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第3号については、いかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 継続という意見がありましたので、継続についてお諮りいたします。

請第3号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、請第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第20号について審査を行います。

請第20号については、県議会における政務調査費等検討委員会で検討中でありまして、執行部からの説明は省略させていただきます。これに関して質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第20号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 継続という意見がありましたので、継続についてお諮りいたします。

請第20号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、請第20号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が10件あっております。

まず、執行部の報告を求めた後に一括して質疑を受けたと思います。

それでは、関係課長から順次簡潔に報告をお願いします。

○内田企画課長 企画課でございます。よろしくお願ひいたします。

「くまもとの夢4カ年戦略」の策定状況について御説明申し上げます。報告書をごらんいただきたいと思います。近年の社会経済情勢や厳しい県の財政状況を踏まえつつ将来の本県のあるべき姿を展望し、蒲島県政の4年間に取り組む県の主要施策をまとめ県政運営の基本方針とする「くまもとの夢4カ年戦略」の策定作業を現在行っております。県内各界の代表30名で構成します4カ年戦略策定委員会を7月に設置し幅広く意見や助言を求めています。県民からも意見を募集し小さな行政であるべきであるとか、熊本のよさを中心

に選択と集中との13項目の意見をいただいております。4カ年戦略の特徴としましては、長期計画ではなくマニフェストを踏まえた4カ年間の計画であること、また、4年後の目標を掲げ施策の方向性や重点的に取り組む施策を明記したものにする予定でございます。10月及び11月に2回ほどの策定委員会を開催し12月の議会にて御審議をいただく予定にいたしております。2ページをお願いいたします。

4カ年戦略案の構成イメージでございます。人口減少と少子高齢化等の時代の潮流を押さえ、生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと続けたいと思える熊本の実現を目指し、行財政改革等の3つの喫緊の課題、政令指定都市誕生に向けた取り組み等を行いながらも、経済上昇等の4つの分野においておのおの3つほどの戦略を掲げ重点的に取り組む施策等を明らかにしたいというふうに考えております。10月に開催します第2回目の策定委員会においては、この大きな枠組み等について御議論をいただきたいというふうに思っております。

次に、くまもと未来会議の設置について御説明申し上げます。熊本の可能性について長期的かつ大所高所からの意見を求めることを目的といたしまして、くまもと未来会議を設置しております。委員は熊本の関係者を中心に9名で構成しております。来る10月10日東京の都道府県会館において、外から見た熊本のイメージと私が思う熊本の可能性を議題に第1回目の会議を予定しております。議論の内容はホームページ等で公開し今後の県の構想や施策展開の参考にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高嶋行政経営課長 行政経営課でございます。報告3、県出資団体等に対する県の関与見直し状況の報告でございます。資料の方の

1 ページをお願いいたします。

まず、見直しの経過を書いてございますが、県議会の財政対策特別委員会の提言を受け、平成16年度に指針、平成17年度に各部局ごとに各団体の見直し実行計画を策定して17年から21年、22年の期間で見直しを図ってまいりましたが、各年度の見直し結果を9月議会で報告をさせていただいております。

2 ページからが見直しの状況でございますが、全体といたしまして各項目の頭にも書いてございますように、団体数の削減、県職員数の削減ともに既に20年度までで実行計画の目標を達成しております。また、3 ページの県費支出の削減の方も各年度で計画を達成をしてきており、ほぼ順調に進んでおります。昨年からの変化といたしましては、団体数で昨年11月15日付でくまもとみどりの財団を解散し1団体の減、派遣職員数ではみどりの財団、住宅供給公社への派遣を引き上げて3人の減となっております。県費支出も単年度では計画を達成し4年間で累計69億円と目標を上回る順調な取り組み状況でございます。今後も21年度までの実行計画の達成とさらなる取り組みについて、財政再建戦略の検討の中でも見直しを図ってまいります。

3 ページから5 ページは各団体ごとの見直し状況の一覧表を添付しておりますが、それぞれの説明につきましては、関係部局ごとに各委員会での報告をいただいておりますので、省略をさせていただきます。

以上、行政経営課からの報告です。

○田嶋財政課長 それでは、お手元の熊本県財政再建戦略中間報告をお届けしております。それに沿って御説明申し上げます。まず、表紙をお開き願います。よろしいでしょうか。

まず、初めに中間報告を行うに当たっての知事の決意を掲載しております。危機的な財政状況を克服するため、歳入歳出両面にわた

る抜本的な見直しに取り組んでおりますものの、現時点では財源不足額の解消にはほど遠い結果となっていることから、今後職員給与の削減を含めたさらなる見直しを進めること。また、県民の皆様の説明責任を果たしていく中で県みずからが身を切るような努力を行わなければ県民の皆様の理解を得られないことなど、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しております。

1 ページをお開き願います。これが今回の財政再建中間報告の目次でございます。めくっていただきまして、県財政の現状と課題というのが掲げられております。この1ページから8ページまでは6月に公表いたしました内容を中心に改めて国と地方、また、本県の財政状況について資料を用いて説明しております。4ページをお願いいたします。

今回加えたのがこの資料でございます。本年7月の全国知事会において取りまとめました地方財政全体の将来についての資料でございます。中段の表でおわかりのように、このままの財政運営を続ければ平成21年度には都道府県が、平成23年には都道府県、市町村とも財政破綻に陥るとなっており、財政の危機的な状況は本県に限らず地方全体の問題であることはおわかりいただけるかと思えます。以下は同じでございます。

次には9ページからお願いいたします。ここからが中間報告の内容となっております。

10ページをお願いいたします。

10ページは財政再建戦略策定の背景、これまでの歩み等を掲げております。

11ページにつきましては、今回財政再建戦略を基本的な考え方目標等を整理しております。その目標としましては一番上に書いておりますが、持続可能な行財政システムの構築を掲げて取り組むこととしております。下の方に戦略の期間を掲げておりますが、期間につきましては、平成20年度から平成23年度までの4年間、集中取り組み期間として21年度

から23年度までとしております。

次は12ページをお願いします。財政システム改革についてでございますが、ここの見直しに当たって取り組む6つの方針を1から6まで掲げております。これを踏まえまして歳入歳出両面における抜本的な改革に取り組んでいくこととしております。

以下13ページから18ページまでは歳入に係る項目を整理しております。

まず、13ページは県税でございますが、これは当然のこと県税の徴収率アップのための取り組みを強化するということとあわせて、水とみどりの森づくり税については、使途の検証等を行って必要な見直しを進めてまいると書いております。

次は14ページをお願いします。資産の有効活用では未利用資産を初めとする土地の売却等に取り組むこととして主なものを掲げておりますけれども、これは六本木の熊本会館、旧免許センター跡地、水前寺2丁目宿舍いわゆる知事村等の売却を予定しております。

15ページをお願いします。15ページは特別会計・基金等の見直しでございます。特別会計の積極的な活用ということで、市町村振興資金貸付事業特別会計等を見直して一般会計での活用を図ることとしております。

16ページにつきましては、出資金・貸付金の有効活用としまして株式売却あるいは保有等の考え方を整理しております。

17ページにつきましては、新たな歳入確保ということで、例えばネーミングライツの売却ということで県立劇場、KKWING等と売却に取り組むことを書いております。そのほか県の未収金に対しての体制強化を行うというような方向性を掲げております。

18ページをお願いします。

18ページは県債の臨時的活用ということでこれまで行政債を毎年50億円発行してございましたけれども、このような見直しを行ってもなお足りないということで3年間で100億円

ほど増発をするという考え方を示しております。

19ページからが歳出でございます。

まず、人件費でございますけれども、本県ではこれまでも職員数や給与の下げに取り組んできましたけれども、このような財政状況を踏まえまして、今後新たな定員管理計画を策定し、現在の計画とあわせて今後4年間で1,200人以上の削減を図るとのことと、職員給与の削減にも取り組むということとしております。

次に、21ページをお願いします。

一般行政経費としまして各種補助金や物件費、維持管理費などがございますが、全体で40%の削減を求めてきましたが、その中で性質ごとに整理する中で県が必要最小限取り組む必要があるという経費を基礎的なものと整理しましたが、その割合が77%と占めるという中で抜本的な削減は難しいということで削減の割合は15%程度にとどまっております。

次に、22ページをお願いします。一般行政経費のうち、特に補助金につきましては、その性質などに応じまして、それぞれ10%から40%の削減目標を定めまして、各種団体、市町村に対して要請せざるを得ない状況でございます。補助金によりましては削減が難しいものもございますが、県としてはそういったふうな考え方のもとで検証を行った上で関係団体の理解を得ながら削減に取り組んでまいりたいと思っております。

23ページ以降については、プロジェクトチームを設置し個別で検討を行っております項目を掲げております。例えば補助金につきましては、市町村、民間との役割分担を踏まえて見直しを進めているところでございます。負担のあり方についても整理しております。

次に、24ページをお願いします。このようなプロジェクトでの見直しという中で一番下の職員の福利厚生等の見直しという項目がご

ございますけれども、これは先ほど申し上りましたように、職員みずからが削減に取り組むということで互助会への補助廃止とか、職員住宅の原則廃止、庁舎執務室等の職員みずから掃除を実施するというようなものに取り組んでまいりたいと思っております。

25ページでございます。県営住宅の今後のあり方を見直すということでは入居待機者が増加している状況というものを踏まえまして、今後いわゆる住宅困窮者に対する施策を誘導するというところで、そのような制度の運用の見直しを図るということとしております。

次は26ページをお願いします。投資的経費でございます。26ページから28ページにわたります。投資的経費について記載しております。いわゆる補助投資につきましては毎年度5%、単独投資につきましては初年度20%、次10%、10%と3年間で35%程度の削減を目標に取り組んでおりますが、投資的経費全体では20%程度の削減見込みとなっております。以下そのような状況を26ページ、27ページに示しております。

28ページをお願いします。28ページにつきまして、このような大幅な削減を行った場合に地域経済に与える影響が懸念されるというようなこと、それと例えば新幹線等の事業の重点化を図るためにその他の事業にしわ寄せが来るというようなことを課題として掲げております。

次は29ページをお願いします。ここからは行政システム改革でございます。人口減少、少子高齢化の進展、地方分権の推進など本県を取り巻く環境変化の中で、また、危機的な財政状況に直面していると、そのような中で記載しております5項目の方針に従って簡素で効率的な行政システムの転換を目指すということを書いております。

まず、業務の見直しとしまして、民間、市町村との役割分担の観点から、公の施設の見

直しに取り組んでいるということを29ページに書いております。

次に、めくっていただきまして30ページでございますが、先ほどの行政経営課から報告がありましたような県出資団体等についても、県と同様の見直しを進めていることを掲げております。

次は32ページをお願いします。組織体制の見直しについてでございますけれども、本庁及び地域振興局を初めとする県の組織体制の見直しについて書いております。

33ページにつきましては職員数の削減ですけれども、これは先ほど説明したようなこの4年間で1,200人以上の職員削減を図るということ、臨時職員の配置の見直しに取り組むということを掲げております。

次は34ページをお願いします。地方分権の推進に向けた取り組みということで、市町村合併さらには政令指定都市に向けて取り組みを進めるということ、そのような取り組みとあわせて市町村へのさらなる事務・権限移譲を進めるということで具体的な方策を掲げております。

35ページは意識改革でございますが、そのような改革を進めるに当たっては職員のこれまで以上の意識改革が必要ということでその認識を書いております。

次に、めくっていただきまして36ページをお願いします。現時点での財源不足の状況ということで、これは9月議会冒頭にも御説明しましたけれども、平成21年度から24年度までのおおまかな見通しでございます。現時点ではそのような、これまで御説明したような見直しに取り組んでもなお、毎年度約59億円の財源不足ということで一番下から2番目の囲みの表でございますが、59億円の財源不足というのが見込まれております。このような財源不足を受けまして37ページに今後のスケジュールということで書いております。このような財源不足の解消に向けて見直し内容の

精査を進めるとともに関係団体に説明を行っていくということで、財源不足を埋めるといふこととあわせて来年2月には財政再建戦略として取りまとめ、平成21年度に当初予算案にあわせて公表したいというふうを考えております。

次は38ページございます。今後の見直しを進めるに当たって留意すべき事項として特記として2項目書いております。上段は持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請ということで、これにつきましては、先ほど御説明しましたように、危機的な財政状況というのは本県ばかりではなく地方行財政全体の問題でございしますが、そういう中で国への要請という中でまず県みずからが財政再建に向けて取り組みを進めていくということと、国に対して積極的な財政制度構築に向けた要請を行っていくことを書いております。特記2には地域経済の配慮ということで、県の歳出削減特に公共事業を初めこのような削減を行う中で地域経済に大きな影響を与えることが懸念されるということで、限られた財源の中でもより地域の活性化に資する事業に重点化を図っていくというようなこと、さらには県内中小企業者の受注機会の拡大とか、県産品の利用拡大にも積極的に取り組んで、そのようなことを進めていくということを中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえということで書いております。

最後に参考資料としまして、県民の皆様から財政再建目安箱に寄せられた御意見、御提案の概要について記載しております。

以上が財政再建戦略中間報告の概要でございます。まだ検討中のものもありますけれども、今後さらに検討を深め、危機的な財政状況には県財政の再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

続きまして、平成19年度普通会計決算の概要について御説明いたします。これについて

は、概要の一番表の表で御説明したいと思いますが、手元にありますでしょうか。

まず、1の決算規模ですが、表にまとめておりますとおり、歳入総額は前年度より11億円増の7,484億円となっております。主な要因は所得税からの税源移譲や定率減税の廃止による地方税の増等でございます。歳出総額は前年度より31億円増の7,309億円となっております。主な要因としては新幹線建設事業負担金の増などでございます。また、歳入と歳出の差であります歳入歳出差引額は176億円でございます。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は99億円となっております。

次に、2の各種財政指標でございますが、財政基盤の強さを示す財政力指数は0.387となり、前年度とほぼ横ばいでございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.7%となり、前年度より4.6ポイント悪化しております。財政悪化の硬直はさらに進んでおります。

次ページ以降は参考資料ですが、説明は省略させていただきます。よろしくお願ひします。

○神谷地域政策課長 地域政策課でございます。報告の4番目を地域政策課より報告させていただきたいと思っております。県関与見直し実行計画に基づきます県出資団体等の見直し状況報告でございます。1枚紙でございます。よろしゅうございますか。先ほど行政経営課より県全体の県出資団体の見直し状況について御報告をさせていただいたところでございますが、地域振興部におきます見直し状況について御報告を申し上げます。

対象となります団体は左の団体名の欄に掲げてございます5つの法人でございます。全体の状況といたしましては、右下の方になりますけれども、県派遣の職員数につきましては7名削減いたしましてゼロとなっております。

ます。県費の支出につきましても4億2,700万円の削減を行ってございます。団体ごとの状況につきましては、1のフィッシャリーナ天草から3の天草エアラインまでにつきましては、先ほど経営状況の報告で報告をさせていただいたとおりでございますので、省略をさせていただきます。4の肥薩おれんじ鉄道につきましては、地域にとって生活路線として重要な役割を果たしておりますので、引き続き安定した運営が図られるよう利用促進などの取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。こちら後ほど交通対策総室から御説明を申し上げる予定としてございます。5の豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては、県の関与を縮小いたしまして、投下資金の回収が完了いたします平成41年度までは存続する方針でございます。

以上、御報告でございます。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

まず、市町村合併の推進状況につきまして御説明をさせて御報告させていただきたいと思っております。市町村合併の推進についての資料をお願いいたします。

まず、1ページをお開けいただきたいと存じますが、この資料の文中アンダーラインを引いておりますところが6月の委員会で御報告をさせていただきました以降の動きでございますので、そこを中心に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、1ページの下から3段落目からでございますが、熊本市と富合町の合併につきましては、来月10月6日に合併がなされまして、新熊本市として発足することになっております。それから、下から2つ目の段落でございますが、まずは、益城町で9月17日に法定協議会の設置が可決され、同18日に城南町で同じく法定協議会の設置が可決されたところでございます。これを受けまして、同日、熊本

市議会でも可決がなされまして、この益城町、城南町の法定協議会がスタートするというようなことになっておるわけでございます。植木町におきましては、本日、法定協議会の設置議案が議会に提案され、採決が行われる予定となっております。恐らく今ごろ御審議がなされているものではなかろうかと思いません。県といたしましては引き続き関係市町への助言が住民の理解促進に努め、合併協議が今後も円滑に進むように支援をしてまいりたいと思っております。

それから、2ページから3ページにかけては、これまでの主な経緯や県の取り組み等について記載をしております。

3ページをお願いいたします。3ページの上の方でございますけれども、今年の7月25日と8月9日、城南町及び益城町におきまして県主催の政令市指定都市セミナーを開催いたしております。このセミナーの概要につきましては、3ページの中ほどから記載をしておりますが、各町の住民の方々に政令市の意義や必要性について御理解を深めていただくということを目的に開催をいたしましたものでございます。知事も出席していただきまして、約30分にわたりまして政令市の必要性を訴えていただきました。また、事例講演といたしまして新潟市と合併して政令市になりました旧豊栄町の首長をなさっていた小川竹二さんの方から合併政令市移行後の地域の状況や新しい町づくりについて御講演をいただいたところでございます。城南町におきましては約600名、益城町では約1,000名の住民の方々に御参加をいただきまして非常にどちらも会場が満席になるほどの関心の高さを示していただいたところでございます。植木町につきましては、日程の都合上まだ開催をいたしておりませんが、来月以降開催する方向で検討いたしておるところでございます。

次に、4ページのローマ数字Ⅲから最後の7ページに至りまして熊本市それから近隣市

の法定協議会の設置に係る最近の動きなどを中心にまとめております。また、最後の7ページの中段からは人吉・球磨地域などの最近の状況について記載をしておるところでございます。

以上、合併の推進状況について御報告をさせていただきます。

引き続きまして、平成19年度の市町村財政の概要及び財政健全化判断比率等の概要等につきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、1ページをお開きいただきまして、平成19年度市町村決算の概要速報という形で普通会計決算について御説明させていただきます。19年度の本県市町村の決算規模は歳入が約7,336億円、歳出が約7,107億円となっております。歳入歳出ともに4年連続で前年の決算額を下回っておるところでございます。実質収支は前年度に引き続きまして全市町村が黒字となっております。

次に、2ページをお願いいたします。歳入面につきましては、地方税は税源移譲に伴う個人の市町村民税の増によりまして前年度を上回っておりますが、地方交付税が7年連続で前年度を下回っておりまして、臨時財政対策債と合わせまして約62億円の減となっております。

次に、3ページをお願いいたします。歳出面につきましては、人件費は退職金の増によりまして9年ぶりに、それから扶助費は7年連続で前年度を上回っております。一方投資的経費が普通建設事業費の単独事業費や災害復旧事業費の大幅な減によりまして、前年度を下回っておるところでございます。

4ページ、5ページには財政指標と将来にわたります実質的な財政負担を、また、6ページにおきましては、市町村別の一覧表を掲載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

次に、7ページから地方公営企業決算の概

要について記載をいたしておりますが、これにつきましては時間の都合もございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

続きまして、13ページをお願いいたしたいと存じます。市町村等決算に係る健全化判断比率等の状況がまとまりましたので、一応、暫定値という形でございますが、その概要を御報告させていただきたいと存じます。13ページ、地方公共団体財政健全化法に基づきまして、平成19年度決算から健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の議会報告及び公表が義務づけられているところでございます。

まず、健全化判断比率について御説明をさせていただきます。県内市町村におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4指標が早期健全化基準を超える団体はございませんでした。なお、実質公債比率は県内市町村平均で14.3%となり、最も数値の高い団体は長洲町の23.0%となっております。また、将来負担比率は県内市町村平均で103.6%となっております。最も数値の高い団体は錦町の197.1%となっております。

続きまして、14ページにつきましては、この市町村別の健全化判断比率について参考までに一覧表を掲載しておるところでございます。

次に、15ページでございます。公営企業の資金不足比率におきまして、経営健全化基準20%を超える公営企業は熊本市の交通事業会計157.8%と荒尾市の荒尾市民病院事業会計51.2%の2企業となっております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度の市町村等の決算にかかわります財政健全化判断比率等の概況の暫定値につきまして御報告を申し上げます。

以上でございます。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。お手元の資料の1枚でございますが、お願いしたいと思っております。11日の知事表明を受けまして、その後の対応状況及び今後の対応について御報告いたします。

1の(1)でございますが、知事は電話を通じて大臣に説明を行い、両副知事は五木を含みます流域の市町村を訪問し翌12日には九州整備局を訪問し、その表明の内容をお伝えしたところでございます。さらに21日になりますが、知事が直接福田前総理を訪問し判断に至った経緯について説明し、五木村の振興について要請を行ったところでございます。

(2)でございますが、五木村からは16日でございますが、村長、議長から強い抗議がございまして、今後の五木村の振興などについて強い要請がございました。

次に、(3)でございますが、16日には大きな課題でございます五木村の振興につきまして、知事を本部長といたします推進対策本部を立ち上げ第1回目の会議を開催したところでございます。

次に、裏の方をお願いしたいと思っております。今後の対応でございます。

(1)でございます。まず、国土交通省に対しましては、大臣との会談を実施すべく今現在調整を進めているところでございます。国に対しましては、ダムによらない治水対策を早急に検討していただくこと、また、五木村の振興につきましては、県と一体となって取り組んでいただくよう要請する予定でございます。さらに五木村につきましては、まず、これまで五木村において取り組んでおります事業について簡単に御説明いたします。(2)の①のアからウでございます。アでございますが、川辺川ダム事業いわゆる水没地において国が行っておりますダム事業でございます。イでございますが、五木村の水没地以外の地域の振興を図ります主にハード事業でござ

いますが、水源地域整備計画を実施しております。さらにはウのソウト事業が中心となりますが、五木・相良地域振興計画の事業を進めておるところでございます。

次に、②にありますように、特に表明前の8日には五木村からつけかえ道路等、農地造成などの早期完成、これについて要望がございました。11日の表明以降16日には知事みずからの説明、さらにはインフラ整備等の具体的な手法についての説明を行う要望があつておるところでございます。さらに今後につきましてでございますが、一番下の③でございますが、まず、アでございます。知事が直接五木村を訪問して今回の判断やお考えをお伝えすることとしております。さらにイでございますが、五木村の振興につきまして五木村や国と協議を十分行いながら、また専門家の御意見等をお聞きしながら新たな振興計画を策定することとしております。

以上でございます。

○高田交通対策総室長 報告10番、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況につきましてお手元の資料に基づいて説明を申し上げます。

1 ページ目は会社概要を記載しております。

2 ページ目をお願いいたします。

開業以降の業績を上段で示しております。平成19年度は営業収益が約7億9,600万円、営業費が約9億7,800万円、当期損失が約1億5,400万円となり、償却前の営業損益は約1億1,700万円の赤字となっております。営業収益は昨年度と比較し減少しておりますが、旅客運輸収入は前年度と比べ約960万円増加しております。この営業収益の減少は受託工事収入が減少したことによるものでございます。また、営業費も昨年度と比較して減少しておりますが、これも受託工事の減少が主なものでございます。下段は平成19年度決算の概要をまとめております。事業報告とい

たしまして、平成19年度の事業の取り組みを記載しております。平成19年度は事業促進チラシの沿線家庭の配布や沿線へのイベントや企画列車などの情報発信するなど利用促進に努めたりするなど増収策を講じました。経営価格の高騰による経費の増大がございましたが、開業後初めて旅客収入が前年度を上回り当期基準損失が約1億5,400万円となりました。

3ページ目をお願いいたします。

上段では平成19年度の損益計算書の概要を記載しております。下段では貸借対照表を記載しております。貸借対照表の資産の部の主なものは現金・預金の3億5,726万円余と、鉄道有形固定資産の約6億3,156万円余となっております。負債の部の合計は4億36万円余となっております。また、資本の部の合計は8億7,730万円余となっております。

4ページ目をお願いいたします。

会社及び肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の平成20年度の取り組み計画を記載しております。会社としましては、平成20年度は昨年度に引き続き収益の増加を図ることを課題とし、JR九州との連携を強化し、肥薩おれんじ鉄道の利用促進を高めるための訪問広報活動を強化することとしております。また、車内車体広告など保有資産の有効活用を図り経営改善に努めることとしております。

次に、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の平成20年度事業といたしまして、特に定期外利用者の増加策の力点を置いて利用促進を図ることとしております。平成20年度の新規事業といたしまして、会社が導入を検討しております新たなオーナー制度の導入支援に努め利用促進に取り組むこととしております。また、本年3月に運行開始いたしました熊本駅及び鹿児島中央駅への直通快速列車につきまして、平日直通運転の実現につなげるためにもその利用促進を図らなければならないと考えております。そのため現在の直通快速列

車を活用した旅行モニターや企画ツアーを実施することとしております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の報告が終了しました。

報告事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○小杉直委員 川辺川について最初幾つか質問しますが、これまで使った県費ですな、負担金、その中身はどういうものが多かったか、簡単に。

それから、川辺川ダム建設が今後進められるとした場合にはどのくらいの負担金が予想されておったか、まず、その1点をお尋ねします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 現在2,650億円ということで公式に表明がなされております。19年までの県の負担金が445億円でございます。今後予定されています事業費は8月末の国交省の説明では3,300億円～3,400億円の試算がございました。その場合これは現時点の試算でございますが、3,300億円の場合290億円、3,400億円の場合314億円というような県の負担でございます。これに対して国の方は丸めた数字ではございますが、300億円から350億円かかるのではないかとというようなお答えが説明の時点では返ってきております。

○小杉直委員 だから、445億円つぎ込んでおるならばどういうことにつぎ込んでおるんですか、今まで。それを質問したでしょう。

○古里川辺川ダム総合対策課長 内訳でございますか、これはダム事業の直轄事業の負担金ということでございまして、その中身の詳細については、現在のところちょっと申し上げ

げることができないのかなと思っておりま
す。

○小杉直委員 中身の詳細はわからんでも、
例えば取りつけ道路の整備に使われておると
か、ダム建設に一部使われておるとか、漁業
補償金とか、五木村の移転費に使われておる
とか、県の約500億円の負担金が何に使われ
ておるかかわからないということはないはずで
すがな、簡単にどういうことに使われておる
というケースを幾つか列挙してもらおうとよか
つですよ。

○古里川辺川ダム総合対策課長 申しわけご
ざいませぬ。つけかえ道路関係でございます
が、現在のところ国の方が行ってますつけか
え道路関係が国道関係が90%の進捗でござい
ます。それから県道で77%、それから村道が
83%ということでこの辺の関連事業に支出さ
れてるといふふうに考えております。

○小杉直委員 今の説明では大体、道路関係
が多いということですか、それで関連して約
445億円の税金を使った血税ですか、今まで
県民の血税を使ってきたわけですが、これに
対する蒲島知事の見解はあっておりますか、
あっておりませんか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 今までこれ
を使ったことに対する知事の見解というのは
直接お聞きしてないと思っております。

○小杉直委員 今後、知事に対しては約500
億円ものお金をつぎ込んできたわけですね、
これに対する見解といいますか、それは
すべきじゃなからうかというふうに私は思
いますので、提案しておきます。

引き続き、生命・財産を守ることがダムの
目的であるというふうに知事説明とか、いろ
いろな資料に出てきますが、生命は命ですな、

財産は家屋とかその他の財産ですね、水害に
遭った人の多くは体を傷めたり心を痛めたり
するわけですが、身体が入ってないですな、
先般の馬場委員の一般質問で聞いておりました
ら、生命・身体・財産と身体は入れてあり
ましたが、知事の説明等々については、身体
が入ってないということはどういうことですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 身体、通常
これまでダム治水の目的ですが、一般的に申
しておりますのは生命・財産を守ることとい
うようなことですので、これは十分に当然の
ことながら身体という分については、生命の
一部ということと理解してきたと私は思っ
ております。

○小杉直委員 おたくたちはそう解釈しま
す。しかし一般庶民、一般県民はやっぱり生
命・身体・財産を守るいう、身体を入れるの
が一般常識です。ですから、今後発言を知事
とか、執行部がなされるときには提案ですが、
生命・身体・財産を守ると、身体を入れてほ
しいというふうに要望しておきます。

それから、もう1点最後ですが、ダム関係
は。参加型民主主義というのが知事の一つの
モットーですが、今回ずっと知事の説明を聞
いておりますと、外部の有識者委員会の意見
とか、関係の市町村長の意見とか、あるいは
県議会を含めた関係議会の意見とか、聞いた
というふうに判断の、何といいますかね、そ
ういうことにしたと言っておりますが、42年
間も県の執行部が、さっき言ったような約50
0億円近いお金を打ち込んだ、県の執行部
に対する意見というのは結論は白紙だろうが建
設だろうが、それは知事の判断で構いません
が、これまでの執行部のいろんな取り組みの
努力とか、その他内容について吟味を知事は
されましたか、執行部に対して。

○古里川辺川ダム総合対策課長 直接の指示等は受けておりません。直接そういうことに指示とか、これまでの県執行部がやってきたことに対してのコメントとか、そういうのは直接お聞きはしておりません。

○小杉直委員 それなら理事にお尋ねですが、やっぱり知事というのはおたくたち5,000数人のトップなんですか、この経営感覚で県行政その他やっていかないかぬとするならば社長さんですか、それならば2日、3日前のことを知事がぼっと即断するのは別として、40年余も県の執行部が携わってきたその足元の民意というか執行部の意見を聞かなかったということによる今回の判断は参加型民主主義よりも超ワンマン型発議でなからうか、その点についてはどがん考えますか。

○上野理事 先ほどダム課長が申しあげましたけれども、我々の方は今、小杉委員が言われたように40年以上の長きにわたって積み上げてきましたこの経過・事実、それから最近の動向それはすべて客観的な事実ということで資料として知事には見ていただいております。したがって、知事はそういうのを踏まえた上で最終的に自分の判断をされたというふうに認識しておりますので、執行部の意見を全然聞かなかったということではなくて、繰り返しになりますけれども、40年間の積み上げはすべて客観的な資料という形でお上げしておりますので、それを踏まえた政治判断だと思っています。

○小杉直委員 そんなら課長の意見と理事の意見に少しずれがありますけれども、結論的には執行部の意見も十分聞いた上の判断をされておるといふふうに理解していいですか。

○上野理事 はい、そのとおりでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○木本総合政策局長 今回の理事の意見に補足させていただきます。知事の方から、知事の判断前に関係の各部長に、川辺川ダムの問題についてどう思うかという意見聴取がございました。上野理事も当然ヒヤリングに出しております。それぞれの立場で各部長の何とおっしゃったかわかりませんが、各部長それぞれの立場で知事に対して意見を申し上げておるといふ状況でございます。

○小杉直委員 お二人の意見等を聞いて大体、理解できました。ただ、知事の知事説明その他の文書には執行部の意見も十分聞いておりますといふとはなかなか見当たらんもんですけれども、だから私はさっき言うような心配のことを言ったわけですが、今お二人の意見を聞いて理解はしました。

次に、財政課長、おたくの報告の中で14ページ、資産の有効活用の中に取り込む内容で旧免許センター跡地、水前寺2丁目宿舎というふうになっておりますが、まず、これについて売却価格をもう算定されておるのかどうか、算定されていないならそれで結構です。

それから、あわせて管財課長、この県有地の売却手続はいろんな基準があると思うわけですが、売却に上げておるといふことについての主管課長としての手順についての考え方、この2点についてお尋ねします。

○田嶋財政課長 今、売却の試算したかということでございますけれども、試算はしております。

○小杉直委員 それは公表できますか、できませんか。

○田嶋財政課長 個別案件の評価額につきましては、今後の交渉等もありますので、この

場では控えさせていただきたいと思います。

○小杉直委員 わかりました。

○松田管財課長 今回、売却予定として物件の選定基準でございますけれども、県有資産の有効活用の観点から、次の3点の視点により選定をしております。まず、第1点目が、未利用の土地及び建物で具体的な利活用計画がないものについては売却または有償貸付を検討する物件として整理しております。2番目に未利用地等のうち、具体的な利活用計画等のあるものでも他の資産価値の低い未利用地等を活用することにより、県の財政負担が軽減される場合は売却または貸しつけを検討する物件として整理しました。

最後に現在利用している土地及び建物で用途を廃止するもの及び他の未利用地への移転することにより財政効果が見込まれるものは未利用地等に準じて活用策を検討することとしております。以上3点を考慮して選定をしております。

○小杉直委員 最後です。ありがとうございました。

川辺川ダムについては、ワンマン知事じゃなかろうかなと一たん心配しましたがけれども、そうではないようでございますので、一時安心しております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 まず、企画課長にお尋ねします。要望みたいなものですが、くまもとの夢4カ年戦略の委員会です。委員が30人もおってですね、この間1回目が7月23日あつてますけれども、30人おって1人3分意見を言っても1時間半ばかりかかるわけで、とても

意見が言えるような雰囲気ではなかったというふうに参加者から先日聞いたもんですからね、やっぱり形だけの会議をしても何にもならぬわけで、せっかくの委員さん方が時間に関係なく自由に発言できるようにやっていただきたい。あと2回ありますけれども、そういうことができるかどうか。

もう1つがくまもと未来会議、そうそうたるメンバーでせっかくだから、ぜひ東京でなくてなるべく熊本で開催していただいて自由に傍聴もできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内田企画課長 まず、初めの策定委員会での十分な協議の件でございますが、おっしゃるとおり十分な協議等ができるようにという思いでございます。会議のまず運営に工夫してまいりたいということと、それから、資料につきましては、事前配付をし十分読み込んでいただくということにしております。また、必要に応じて意見の事前聴取それから委員会で発言できなかった意見につきましては、後日、書面等で聴取するなどできる限り御意見をいただくと、そういう場を設けたいというふうに考えて行動しているところでございます。

それから、未来会議の熊本開催でございますが、委員の構成上かなり多忙な方々を委員にしているということで今回やむを得ず東京での開催ということになっておりますが、知事の方もぜひとも熊本に来ていただいて熊本の実情を見た上で、また、熊本に対するいろんな御意見をいただくようということで熊本開催を今後考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺利男委員 傍聴はできるように、どうなんですか。

○内田企画課長 傍聴につきましては一応○

Kでございますし、また、後日ホームページ等で公表するという予定にしております。

○渡辺利男委員 発言される方も傍聴者が県民とかいろんな方がいた方が気合が入っておもしろいと思うのですよ、後からホームページでオープンするからいいじゃないかということではなくて、やっぱり県民が見ているところで熊本のための夢を語る会議にさせていただきたいと思います。

それから、財政再建戦略中間報告についてお尋ねします。まず、1点目13ページの水とみどりの森づくり税使途の見直しというのはどういうふうに考えておられるのか。

それから、32ページの出先機関の見直しで地域振興局の見直しですが、これはちょっと去年の2月の策定計画でスピードが当初計画より緩んだと思ってますが、これだけ厳しい状況を見るともう一回スピードアップする必要があるんじゃないかと思ってますが、その点についてお尋ねします。

○田嶋財政課長 まず、水とみどりの森づくり税の見直しの状況、考え方ですけども、これにつきましては、当初税源が3億円でございましたけれども、税源移譲等で5億円くらい確保できるようになっております。そういう中でこの条例の目的は水というものをテーマに森林づくりを育成するということが非常に効果が上がっておるというものを考えてます。ただ、やっぱり森づくりだけでなくもっと中流域への還元策とか、そういうものにも使えないかということで今のままでいいのか、そういう場合、条例改正の必要なのかということ、今後そういうような需要がどうなのかということも含めて今検証作業を行っております。

○田崎人事課長 人事課でございます。

地域振興局の見直しについてでございます。

32ページの方に地域振興局の見直しにつきまして掲げさせていただいておりますけれども、委員御指摘のように、去年の12月に基本方針を策定をいたしまして、各種の専門的な業務について集約しスリム化を推進していくという基本方針を策定しているところでございます。あわせて今回そのときの基本方針に示した業務以外につきましても、本庁におきまして、またあるいは広域に集約ができるものがないかについては検討してもらうというふうに進めているところでございます。いずれにしましてもこの地域振興局の見直しにつきましては、市町村の行財政基盤の充実強化ということが図られることが大きな課題だと認識しておりますので、そのあたりの充実強化をあわせて進めながら地域振興局の見直しにつきましては、来年2月の財政再建戦略策定までにさら検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○渡辺利男委員 地域振興局は去年の9月にそういう策定されるときに本当はもう少し早く統廃合といいますか、そういうのを含めてやっていくつもりだったけれども、やっぱり地元市町村の力といいますか、そういうのがまだただだからということだったけれども、県はそういうふうにいるけれども、今、市町村の方の話を聞くとそんなに必要性は感じませんという声も結構聞かれますしね、市町村の足腰が強くなるのを待ってからでなくて、むしろもう突き放した方が必然的に強くなっていくのじゃないかなとも思いますけれども、ぜひこういう財政状況ですから、組織機構の見直しをして本当に人間を減らしながら必要などころには人間をもってこななければいかぬわけですからですね、地域振興局の見直しについては、ぜひスピードアップしていただきたいと思っております。

以上です。

○西聖一委員 サマーレビューですね、今追加で少しやっていますけれども、財政課は40%を各部にふったわけで最終的には15%の成果ということですが、職員の話をいろいろ聞きますとまだまだできる余地があるという話も聞こえてくるのですね、そのサマーレビューについてはまだまだ今後も進めていく考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○田嶋財政課長 財政課でございます。まず、サマーレビューの成果としまして、例えば西委員から御指摘のありましたように、一般行政経費としては40%を目標にしましたがけれども、15%にとどまっているということがございます。これにつきましては、先ほど説明しましたプロジェクト、それぞれの課題ごとにプロジェクトがありますし、それで検討を進めるということ、それと予算編成過程の中でもきちんと見直しを進めていく、そういうものをあわせましてさらなる見直しを進めていきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 財政課は担当課ですから、よくわかっていますが、一般職員は成果が見えないということもあってサマーレビューの成果を職員にオープンにできないかと思って部局別にどれだけ努力したかと、そういうのはできないのでしょうか。

○田嶋財政課長 中間報告をまとめる中に当たりまして各部ごとの成果とか、各部がどれくらいとりまとめたかを、成果については一応各部を介してそれぞれ取り組み状況については出ていると思いますけれども、すべてオープンになっていませんので、それをどうするかということは今後検討させていただきたいと思っております。

○西聖一委員 その対策として、19ページに

人件費が出てますが、それについてですけれども、知事も人件費カットは最後の最後という提案ですね、また最後に来るんだろうと思います。今マスコミ等でも年間60億円足りないから、県職員も、2,000億になるので、大体2万2,000人で1%カットすると15億円だから4%カットだという話がずっと出てますが、先ほど言ったようにまだまだ見直しをしていけば当然歳出を抑えていけるのではないかと思います。そこら辺の考えは何かあるのでしょうか。さっき渡辺委員もおっしゃったように、システムとか見直しする中で足りなかったというなら賃金カットを受ける職員も納得せざるを得ないけれども、まだまだ余地がある中で賃金カットだけ先に走っていくことはちょっと疑問に思います。

○角田総務部長 西委員がおっしゃいましたように、まず、いろいろとまだこれから先見直していくつもりでございます。その中で結果として足りないものが出てきた場合にはお願いしようということでは思っております。

○西聖一委員 だから、カット数もいろいろ出てますが、職員ばかりでなくて県民もありますので、ここにおります議員も当然削減対象になると思うのですが、ここで載っていないのですが、これについてお聞きしたいと思います。

○田崎人事課長 議員のことでございますけれども、こちらとしては基本的には議会みずからが御判断をいただくことだというふうに思っております。前回の財政対策特別委員会的时候にもそのような形にしておったところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 議員も当然意識していると思

いますが、賃金カットは県職員2万2,000人ですけれども、県の給与表に基づいて生活している人は5万人近くと言われているわけです。家族の分を含めると20万人、30万人、180万人のうち6分の1か10分の1くらい該当するわけです。経済効果も相当あるわけですから、本当に知事の最後の最後ということをやっていただきたいし、議員も職員と一体的に危機感をもって取り組まないかぬと思えますので、できるだけ財政再建に努力をされるようお願いしておきます。

○馬場成志委員 きょうはたくさん申し上げなければいかぬことがありますので、触れまいかと思っておりましたが、今財政の話も少し触れさせていただきたいと思えます。今、西委員がおっしゃったことは大事なことだと思いますので、各部局にちゃんとどれだけの効果があっておるかというのが仮に今、西先生がおっしゃっておるようにフィードバックできてないということであれば、これはもうちょっと充実させていただきたいなあというふうに思うんです。というのが随分誤解があるのかというふうに思いますが、あと40%カットとか、15%カットとかといったものがもっと余地があるというようなことになるとですね、これは公務員が生きていく上では関係ないです。公務員が生きていくという上ではどれだけゼロにしても構いません。しかし、県民が生きていく上では大変必要なものです。報告事項の6番でもありますけれども、経常収支比率がもう既に97.7%というようなことになっておる。あと2.3%しか皮も肉もないというような状況の中です。やっぱりきちっと考えていかねばいかぬということだろうと思います。切るぞ切るぞという話をしていくと、やっぱり守ろうとする力が大きくなってくるのは当然のことです。だから、やっぱりそういう意味ではきちっとアナウンスできてない部分が、これは簡単にはい

きません。県民の皆様方また県庁の職員さん方一人一人までしっかりとわかっていただくというのは、これまでも5年6年やってきたけれども、なかなかそれでも大丈夫じゃないかというようなこともありますけれども、その辺はしっかり話をしていかないと伝わらない中で結果的に赤字再建団体というようなものに陥ってしまったらどうなるのかということです。夕張とかは再建団体になって給与カットなんかもっと大きかったと思えますけれども、どれくらいですか。

○田崎人事課長 夕張の方は30%程度のカットだったと聞いております。

○馬場成志委員 私たちも時々もう辛抱しても辛抱しても全然健全化していかないという状況の中でもういくしこいけというようなことを皆様方に申し上げることもありますし、そんな気持ちになることも確かです。経済波及効果という部分も西先生がおっしゃったことも十分それはわかるつもりですけれども、結果的に住民サービスを削ってしまって、そしてまず県民が疲弊してしまって、そしてそれでも乗り越えられずに夕張みたいに赤字再建団体に陥ってしまって、その次に皆様方の給与を3割カット、4割カットというようにという状況になれば、これは目も当てられんという状況になっていくわけですからね。それでこれはもう皆様方に話することではありませんが、議会もばいたという話がすぐ出るわけでもありますけれども、これも誤解、アナウンスが足りない部分があって、職員の皆様方は幹部職員以外は結果的には昇給停止ということになってますよね。実際は昇給停止が給料カットというようなことになってますけれども、私どもは去年の4月から1回は減らしておるんです。だからいいことではないですよ、だからいいということではなくて減額しているのは私たちの方が先に減額させて

いただいておりますというようなこともまだ県民には全く届いてないというような現状ですから、もちろん皆様方が泣く目に合うときは私たちもう一回泣く目に合わないかぬとだろうというふうに思いますけれども、でも議会が前もってカットしているということもアナウンスできてないと、私たちも反省しながら皆様方とそういったことに関してしっかりと努めていかなければいかぬというふうに思いますが、部長どうですか。

○角田総務部長 今、馬場委員おっしゃいますように、いろいろの立場からいろんな必要な経費というのが出てきております。その辺のところを総合的に私たちも勘案しながらこの財政再建戦略をつくってまいりたいというふうに思っております。

○馬場成志委員 話はちょっと変わりますけれども、川辺川ダムの話です。聞きたいこととちょっと違う方のことから入っていくかもしれませんが、今の話と一緒にですね、財政の方の39ページ、県民の皆様からの御意見というところで歳出の方の意見に川辺川ダム建設反対というような御意見がっております。これも今私が申し上げたようなアナウンス不足というか、理解をしていただいてない部分が大いんだらうというふうに思います。本会議の質問でもありましたけれども、ダムが必ずしも効果的なのかということですよ、必ずしも治水対策をやるに当たって、賛成、反対の反対の皆様方の中には何もならなくていいというようにおっしゃる方はもちろんいらっしゃいますよ、その場合はダムをつくらなければ1円も要らないということになるんでしょう。その後、災害復旧とか、が発生しなければですな。でも現状で川辺川ダム建設の方が合理的だという考え方もあって、逆に代替案の話もたくさん出ますけれども、川辺川ダムの代替案は出てないという話

ですけれども、これは旧建設省の時代からたくさん案は出てきております。これもアナウンス不足の話です。さっきに戻りますけれども、なかなか理解していただけてないというようなことだろうと思います。そういう意味では先ほどの質問にすぐ答えられなかったというふうな部分は執行部もきちっとやっていただきたいというふうに思いますけれども、必ずしもダムが治水対策として効果的なのかということにちょっともう1回改めてこの委員会でもお答えいただきたいと思っておりますけれども。

○古里川辺川ダム総合対策課長 ダム代替案については、大変多くの案といえますか、あっております。国土交通省から申し上げますと、川辺川ダム建設に当たっていろんな代替案を検討した上で、比較した上でダムしかないというようなこと、それはやはり費用面それから社会的な面、経済的な面、大きな影響があるので最終的にはダム案しかないというふうなお話が出ております。それから、あと有識者会議の中でもお話がございましたが、委員の中からのお話でございますが、国土交通省はダムを建設するために、何と申しますか、ダム代替案というものを持ち出したと。そのダム案については研究・検討、大変十分にやるのだがダム代替案について今一つまだ十分な、何と申しますか、協議研究さらに追求していく余地があるんじゃないかというような御意見も出ているというような状況でございます。

○馬場成志委員 五木の話もさせてもらいたいと思うのですが、五木に対しては今後もしっかりとダムができるできないにかかわらずしっかりと振興をやっていくというようなことを知事もおっしゃっておりますし、また、人吉市長もおっしゃっておるようですが、その件について、人吉市長の話は

余分です。皆様方にお尋ねしたいと思いますが、この市町村総室から出ておる19年度の市町村の決算概要を見ますと、きのう五木村の人たちに人吉市長は五木の振興をしっかりと働きかけていくとおっしゃったのですが、働きかけるとが仕事ですか、それなんか独自でもやられるのかなと思ってたら、ここに見とったら人吉市の昨年の経常収支比率は102%と書いてあるわけですか、100%を超えておるんですよ、何かこれはよその方のこつですから、答えられるとは思いませんけれども、何か想像できる分がありますか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 今のところ具体的にお話を聞いておりませんので、同じように人吉市、相良村もやはり皆さん流域の市町村もそうですが、今回の知事表明を受けて大変厳しい道を歩んでおると、ダムで翻弄された五木村のために流域として何かお手伝いをするというようなことは表明されているようでございますが、具体的にどうするということはまだ全然お聞きしておりません。

○馬場成志委員 市町村総室長には改めてお尋ねします。102%というような経常収支比率の中でももちろん市の予算をよその自治体に使うなんてこつは基本的にはあり得ぬとですか、ただし、水源涵養とか、いろんな自分たちの上流とかなんかをやるということは、これは絶対なしということではないと思いますが、その経常収支比率、ただ、公債比率はそがん高くないけん、これはどういうことですか、何かやろうと思うとらすか聞いたかどうかおっしゃってください。

○本田市町村総室長 まだこの経常収支比率とか、この公債比率の中で人吉市の場合はいろいろ当然財政再建とか、この辺の行財政改革の努力は続けておられるところでございますけれども、こうやって非常に固定経費が高

いという状況の中で、また、その中では義務的な経費が当然高いという形でこの経常経費収支比率が高くなっているわけでございますが、そういう中でもまた、この五木の振興に対してどれだけの具体的な振興を考えておられるのかというのは恐らくこれからまた、私たちもまだちょっと具体的な話は何も聞いておりませんので、何ともお答えしようがございませぬけれども、その中の予算執行というような面からまたその辺も配慮しながら考えていかれるものと思っております。

○馬場成志委員 しっかりと見とっておいてください。公債比率がこれだけ低くて経常収支比率がこれだけ高いというのは私も今までの経験からして余りよくわからぬですけれども、ただ、ダム対と一緒に五木村の振興のために人吉市長に頑張ってもらおうとつうとつてもらわないかぬですか。

それと環境の問題です。環境の問題が大きかったというふうに今回の判断については大きかったと思いますけれども、これも質問の中でも出ておるかもしれません、出ておると思いますが、ダムの方が完全に環境に悪影響を及ぼすというようなことで理解されておるのかどうかお尋ねしたいと思っておりますけれどもね。

○古里川辺川ダム総合対策課長 環境については討論集会の中でも大変大きな課題ということで計4回ほどやっております。それから、現状有識者会議の中でも大変議論になったところでございます。国の方としては、いわゆるダムそのものが環境に与える影響、これは致命的なものではないというようなことの考えがございませぬ。ただ、ダム反対の方々は致命的な影響を与えるというようなところで考えております。有識者会議でも同様に判断としてはなかなか明確に申し上げておりませぬが、何らかの影響というのがあるというのは

示されたところです。

○馬場成志委員 構造物をつくるのですから、もちろん影響がないわけがないわけですな。代替案が仮にこれからでき上がってくると、今考えているような状況、例えば川床掘削だとか、拡幅だとか、かさ上げとかですな、あるいは遊水地、そういう方が環境に与える影響が大きい場合もあると思うのです。それは十分承知なさつとると思いますので、ここでは話にさせていただきますけれども、流域の森林が60%か62%が民有林・経済林ということですよな、これをどさつと切られたときにどういう影響があるかというのは今ここでわかりますか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 ちょっと正確にはわかりませんが、民有林としてちょっと申し上げることは保安林ということで保安林の指定を受けられるという民有の方がおいでです。その場合は一定規模を伐採する場合は許可が必要になるというようなことでございますので、その保安林がどれだけあるか把握しておりませんが、そのようなことも考えられるのかなと思います。

○馬場成志委員 今の保安林の話を読まれるなら保安林がどれだけか一緒にセットで聞きたかったです。そんなにあるはずはないでしょうが、それはちゃんと伝えんとどうしようもないですが、保安林をあそこの全部カバーできなくても広範囲について保安林として確保できるようにしなければいかぬですたいな、このままであればですな。

もう一度違ってお尋ねをしますけれども、福井県で以前ですね、全く同様とは言いませんけれども、足羽川ダムというのが凍結された。凍結という言葉が正確かどうかわかりませんが、しかし、その後水害が起きておるといような事例は承知されております

か、もし承知しておられるとしたら逆にお尋ねしたい、詳しく聞きたいと思っておりますけれども。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これは私もダム事業に関連するいろんな調査と申しますか、事務の中でホームページ等からの調査、現地に行っているわけではございませんので、大変、不正確な部分もあるかと思いますが、簡単に御説明します。「あすわがわ」というふうに読むようでございますが、58年に国土交通省の方が実施計画に入りまして、平成6年に特定多目的ダムということで新規に着手されてございます。ただ、反対運動が大変多くて平成9年の地元のダム審議会におきまして事実、現実的に大変水没世帯が多いということ、その辺についてもっと事業者である国は努力すべきという答申があつて事業の再検討等に入ったようでございます。現実的には当初の計画の場所での計画を断念して上流側において再検討されたというようなことがございます。それが平成11年でございます。その後利水業者が撤退をされまして治水オンリーのダムということで平成14年7月に計画案が公表されております。その後でございますが、平成16年7月でございます。福井大洪水が発生しておりまして、そのときに大変治水対策としてのダムが見直されたというふう聞いております。その際国土交通省のお話によりますと、ホームページ等によりますと、もしダムがあれば破堤は免れたのではないかと推定されるということを公表されているようでございます。その後平成18年3月に福井市ほか3町の足羽川ダムの建設促進を求める請願が福井県議会に提出されまして採択されているような状況がございます。平成18年5月に福井県知事がこのダム計画案について理解を示され現在平成19年2月に整備計画が策定されてまして現在アセス、それから補償関係の調査が実施されておるといのが

現状でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○馬場成志委員 凍結したのは平成7年ですか、9年ですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 平成9年のダム審議会を受けて、ダム計画そのものを再検討するというところでございます。

○馬場成志委員 結果的にここは18年、19年治水ダムをつくれというような民意に変わったということで、これが知事が言っておられるもしかしたら未来の民意は違うというのがその辺で出てくるのかもしれませんが、この間にさっきのおっしゃった水害の中で5名の死者が出ております。浸水被害は1万4,200棟、どれだけの被害であったか想像を絶する被害ですな。そしてその間、平成9年から代替案が出てくる、十分な代替案でないはずですよ。十分ではないけれども、代替案が出てくるまで2年かかって、そしてその後いずれにしろ2年かかって代替案が公表、そしてそれが計画となったのが多分3年かかっているのだろーと思います。そして16年に水害が起きておると、そして次の19年の計画策定まで10年の月日がたってしまうというようなことです。

川辺川ダムは42年かかっておることであって、42年かかっておるからあと10年、20年大したことはないという話ではないはずですよ。本当に災害というのはいつ来るかわからないと。それに備えるというのが行政の務めであると思いますし、私ども政治の務めであるというふうに思っております。ですから、こんなことがないように本当に祈りますけれども、今回の決断というものは県民の中では評価は高いのかもしれませんが、マスコミの発表の中では川辺川ダムに関心を持たれておられるという方は1.7%というような話

でした。私たちが選挙前に必ず選挙に投票に行きますと言われる方は大体実際投票される方の倍くらいあると思いますから、本当に関心のあられる方はそれから差し引くとすると、99%の関心が少ない方々の世論というのがその中に反映されておるのは事実なわけでありまして、こういったときにきつい判断をやっていくのが行政の役目でもあることは間違いないわけでありまして、今後につきましては、また判断する機会というものが何回かあります。しかし、今回の判断の時期を過ぎたわけですから、また時間がたってしまうよ。ですから、時間がたってしまうが、その中でむだな時間が本当に一つでも減っていくように判断していくというようなことはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。きょうは何か受けとめていただくということでよかですか、何か答えはありますか。

○上野理事 11日の表明の中で知事は国交省にダムにかわる治水、これについては極限まで追求してほしいという要請をしておりますし、国交省さんの方も研究しますという回答をされておりますので、どのくらい時間がかかるかわかりませんが、国交省さんの方でそれなりの詰めた結果を出されると思います。出された結果については9月11日に知事はああいう形で表明しておりますけど、こちらから要請した内容についてきちっとした研究成果が出てきたら、それについては県としてもこの時点でやはり詰めた議論をする必要があると、どちらの方の結果が出てくるにせよ、やはりその時点では議論せぬといけなかなあというふうには私は思っております。

○馬場成志委員 今ので終わりにすればよかったのですが、極限までというのをです、今おっしゃったようにずっと時間かけ

ればだれがどこで納得するかというのは一人一人違うわけですからな、そこはきちっと押さえておっていただきたいというふうに思います。

それと、きのうの道州制の委員会の中でも出ました。それは別の項目でしたから言いませんでしたけれども、今、地方分権の改革のいろんなやり取りがあっている中で省庁はゼロ回答というような中でも、それでも同じ県内で同じ行政体の中で関係する1級河川については、県に任せるといような話が出てきておるわけでしょう。それが本当にこの時期に県に渡ってきたときにこれはどうするんだというような心配を持っています。その辺の体制は土木部の方ですから、ここではないかもしれませんが、ただ、県政全体として受けとめなければいかぬことですからね、そんなことがあって、ああなると思うとらぬだつたて言うても仕方ないですからな、その辺しっかり覚悟しとっていただきたいというふうに思います。

○高野洋介委員 私も八代の人間として一言言わせていただきたいですけれども、今回の知事の表明が9月11日にありました。私も議場で聞いておまして、感じたのが五木、相良、人吉、人吉・球磨地域のことは知事は言われるんですよ、ただ、八代地域のこととか、葦北地域のことは一切触れられません。これが私は不可解でなりません。球磨川流域というのはやっぱり上から下まであります。最後は八代側まであるんですけれども、知事の奥にですね、企業局長はいらっしゃいますけれども、荒瀬ダムの件があるから八代地域のことは言わないんじゃないかなというような憶測が地元ではいっぱいあるもんですから、そこら辺を今から地元説明会を丁寧に行いながら八代には八代のこういう対策があります。人吉・球磨にはこういう対策がありますというものははっきりと打ち出していかなければ

ば、だれも納得をしないんじゃないかなというふうに思っております。

財政課の方にお尋ねなんですけれども、知事が五木振興に対して精いっぱい努力をするというようなことを言われましたけれども、財源があるのかなのか、また、どれだけまで金額的に県として単県で振興に対して用意ができるのかというのを、五木に対しては打ち出していかなと言葉だけで言っても五木村長は納得されないと思うのです。五木の方々の気持ちを考えたときに私も何度か五木の方々と話をされたら泣かれるんですよ。それだけ重い気持ちでこの事業に取り組んできたのに1人の知事の発言で自分たちの生活がなくなったというような思いをされておる方々もいらっしゃいますので、県として、財政課も含めていろんな形で精いっぱい振興していただきたいですけれども、お答えできればお答えをしていただきたいですけれども。

○田嶋財政課長 現在の段階で具体的な額を出すのは難しいですけれども、先ほど例えば36ページで財源不足の状況を御説明しましたが、歳出の限度額ですね、もう大体これがアッパーになります。そういう中で、じゃ何を重点化していくかということが議論になるかと思えます。例えばその中でこういう見直しの中でも重点化を図っていくという概念はあります。ですから、ただ、それをする場合にはほかのを我慢するとか、そういうことが必要になりますので、そういう作業をしながらこの五木の振興をするという場合にはその必要額については財源を確保していくという作業が必要かと思っております。

○竹口博己委員 市町村総室の報告の中にやたら人吉・球磨方面で勉強会とかセミナーが開催されており、県もそれに出ているという話ですが、地元主催者の青年会議所とか、地元の方では何らかの合併に向けた動きといい

ますか、努力といたしますか、そういうものがあるのかどうか、そして出席している県は何か期待している、想定される合併でも描いておられるのかどうかお答え願いたいと思います。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。今委員がお話しになりましたように、今月に入りまして9月に青年会議所が人吉・球磨の方で合併のシンポジウム等を開催されておられます。その以前にもこれまで、今年まで大体、地元の首長さん方あるいは議長さん方がお集まりになられてこの合併の可能性に向けての勉強会あたりをなさってこられました。そうした中には県も振興局を中心といたしまして、いろんな情報提供とかをしてきたところでございます。

具体的に民間の青年会議所あたりの動きにつきましては、今回初めてこういったこれまで大きな民間レベルでの動きというものが余りなかったものですから、青年会議所あたりが中心になって今回こういった催し物をされたわけでございますけれども、これを一つの民間での動きの契機としたいというようなことでの話を聞いておりました。

具体的にじゃ今後この動きがどう広がっていくのかというようなことについては、県の方としてもそうした動きを見守っていききたいというふうに思っておるところでございますが、こうした動き、それから首長さんたちあるいは議長さん方の勉強会等が一つの、今後も折りを見てこうした動きにつながっていくことを県といたしましても期待をしておるところでございます。

知事もさきの6月の県議会では地元の溝口県議の方の御質問から、そうした動きを期待しているというような答弁をしておるところでございますが、そうした動きを県といたしましても、今後必要であれば情報の提供等で御支援をしてみたいというふうに考えて

おるところでございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。わかりました。

それから、時間も随分超過しておりますけれども、先ほどから出ている川辺川ダムの問題、これについてお願いといたしますか、質問というか、その前にちょっと発言をさせていただきます。

宝の清流を守るために新時代の治水の方法まで提示をされるという、その一方、下流の荒瀬では歴史を逆回転させて撤去することで合意される、民意が形成されていたダムを存続という、この2つの局面を見ながら今後の問題として積み上げた議論が一夜にしてひっくり返ることも覚悟しておかんといかぬなどということなど、考えたりもするんですけれども、知事の今回の川辺川ダムの決断は重く受けとめますものの今後の県政のあり方として、この前のダムのことに関する知事の発言は一つの理念として、自然を守る理念として感銘をいたしました。だけど具体的な政策を遂行するという行政マンのトップとしての立場でいかなものかと、いささか欠落しておるんじゃないのかと、こう思って聞いてました。

知事はアメリカ大統領の例を引いて対立を乗り越えて新たなページをとという期待感を訴えるような文言があったように記憶しておりますけれども、逆にこの知事発言が新たな問題を不幸なことに惹起してしまったと。これは幾つかの例を通して認めざるを得ない。

例えば知事の発言でダムに期待する意見、そしてダムは要らないという意見に割れて平行線をたどって久しいという現状の中で、知事は、民意はダム反対であると一刀両断するこの発言は具体的に犠牲を強いられた上流の方々、五木ですね、あるいはもともとダムを要請した下流八代を中心とした流域の方々をいたずらに刺激したといたしますか、反発を買

ってしまったと、新たな運動論が始まるに至ってしまったというのが1つ。

それから宝を守ると言いながら一方その直前には荒瀬ダムについては誇るべきダムであると発言をされた。誇るべきダムと発言をされた。この荒瀬ダムにまつわる民意を知事はどう位置づけておられるのかという問題。

それから、治水、新時代の治水のあり方で洪水との共生ということに触れられました。ある学者の意見をピックアップされた。これは清流を守るべき川というのは球磨川だけではないぞと、すべての川を含めて自然を守るというこの理念からすればダム否定論になりはしないかと、すべてのダム否定論にあの知事発言はなっていくのではないかとという問題提起。

それから、先ほども出てますけれども、非ダムによる努力をぎりぎりまで極限まで国交省はしてないという発言、どうぞもう一度非ダムで可能かどうかの検証をお願いしたいという立場にしては国交省に対して努力してないという発言はちょっと頭が高いのじゃないのかと。県としてはという、そういう要らぬ心配もしないではなかったんですけれども、まあいいでしょう、国交省はその作業に入るのかもしれない。

先ほど上野理事の話によると国交省はそういうふうにはボールを投げ返しているみたいな話ですけれども、それも電話でしょう、電話のやりとりでしょう、まだ会ってないでしょう。いずれにしてもそれは知事の発言ですから、国交省も重く受けとめますよ、そういう発言をしていますよ、だけど重く受けとめるというのは理解した、賛同したということではないんですから、重く受けとめたのは。

そして作業に入る、検証する、非ダム案による費用が、仮にですね、川辺川の本当に、さほど変わらぬほどの県負担ということになった場合、仮の話ですよ、つまり非ダム案が相当の財政的負担を必要とするということが

明らかになったとき蒲島知事はどういう見解を示すのかなどなど、幾つかの問題を提起し現に新たな運動が巻き起こっていると。これを見て今後大丈夫かと、知事はよく私は現地を見に行きましたと、こう公的場で発言をされておる、本会議でもおっしゃってました。確かに行っておられますよ、選挙のときも何回か行かれたんでしょう。そしてダムは要らないという方は恐らくどうでしょう、統計学上は蒲島候補以外の3人の候補に一生懸命向いておられたんでないかと思われま。つまりダムに期待する方の大半は当時の蒲島候補を支え支援をしてたという発言があっただけ、なのに知事の決断はこうですけれども。

至近の例では4月6日現地に行っておられますね、13日も行ってますよ、有識者会議と一緒に。このときは球磨川本流を見ておられます。それから、つい最近では決断の直前9月7日、川辺川と球磨川の合流地点にどなたか付人の方と2人だったか静かに立って合流地点を見てこられている。いずれも晴れた日です、晴天。この川辺川ダム問題の議論の原点というのは申すまでもなく治水なんです。暴れる水をどう治めていくかと、知事はダムをつくらぬで川床掘削や護岸のかさ上げ、川幅拡張それに遊水池を確保というですね、それで対応するのが新時代の治水のあり方だという問題提起をされ新しいページを迎えたんですけれども、晴天の日は球磨川は清流ですよ、この重大な決断をされるということは決まっていたし、みずからの決意であったんですから、何でこの7月6日に行かれたときは大雨が降って雨量は増して避難勧告が出た日の5日か一週間後ですよ、何で大雨が降ったあのときに現地に行ってみなかったのかと、それが第1の質問、上野理事。あのときは知事は何をやっておったか、まず第1の質問。

○上野理事 まさに7月6日に知事は私ども

と一緒に現地視察しました。そのときは洪水後で今、竹口委員が言われたようなレベルの水位ではございませんでした。その前の一週間くらい前ですか、そのときになぜ行かなかったのかという御質問に対しては、私の方からいかんともお答えのしようがないというのが骨子でございますけれども、私もそのときその日に、今大雨で球磨川の水位が上がっているから見に行った方がいいですよという意見もしなかったし、知事がどういう形で行ったのかもちょっと把握しておりませんので、ちょっとそのあたりについてはお答えはしかねると思います。

○竹口博己委員 しょっちゅう水かさが増す場面というのではないわけで、たまにある。だけど一度暴れたら激しいと言われる。私は坂本に生まれ育った人間ですから、逃げ回って育った人間ですから、あの自然の脅威というのは命に焼きついておるんですよ。だからといってダム推進派ではないです。知事の理念に心から賛同している一人ですから、自然を守るという。だけど絶好のチャンスでしょう、上野理事。絶好のチャンスだったはずですよ。何で知事にこの日にどうですかて。

また、一番僕は気になるのは知事ですよ、知事が大雨が降って避難勧告が何カ所か現に出て大変だった。私は翌日行きました。そして219号線を自分の車で走ってみました。非常に怖かった、あのあふれた水。そのときしか見れない恐怖、脅威、それを知事に肌で感じてもらいたかった。決断はいいんです、今回と同じ決断でもいいんですけど。その晴天の何でもない清流だけを眺めてる学者の反面、もう1面、行政の具体的に政策を遂行する行政の長として、もし6月下旬の大雨が降った日に219号線を知事が走ったとか、そして球磨川を見たとか、あるいは避難勧告をされた部落に行って住民と対話し一夜を過ごしたという場面がもしあったとしたら、今回の同じ

知事の決断でも違っていただろうと、リアクションが相当違っていただろうと。

私はまだ学者の域を脱してないなあという非常に残念なものを感じた。同じすばらしい理念を理解してもらうためには流域の方にも、暴れる川を一度でいいから見てもらいたい。生まれてこの方一回も見たことはないんでしょ知事は。見てからあの発言をしてもらいたかった。

したがって、2番目の質問、最後です。上野理事がそのお立場でいる間に球磨川に大雨が降って水かさが増す機会があるかどうかわかりません。もしあったら、万難の行事を排して球磨川に知事を引っ張って行って、危険箇所ですと不安におびえる住民と一緒に球磨川の縁に立って見てもらう、その約束できますか。もし在任中にそういう機会がなかったら——多分私はあると思う、地球温暖化で年々水かさは増してきますから。もし期間中になかったら、後任の方にそれをしっかり引き継ぎをしていただけますか。

○上野理事 はい、承知いたしました。

○竹口博己委員 約束してください。

○上野理事 はい。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○井手順雄委員長 ほかに——時間も経過しております。ほかに質問がないということでありましたら、これで終了いたします。

その他で何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 ありませんね。なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が5件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長